
令和5年 第4回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和5年9月28日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和5年9月28日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第38号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第39号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第40号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第41号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第42号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第43号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第44号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第45号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第46号 令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第47号 令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第48号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 陳情第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情
- 日程第22 請願第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願

(追加議案)

- 日程第23 議案第56号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議案第57号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第58号 五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について
- 日程第26 発議案第17号 議会における地方行政調査について
- 日程第27 発議案第18号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書
- 日程第28 発議案第19号 アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第38号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第39号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第40号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第41号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第42号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第43号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第44号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第45号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第46号 令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第47号 令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第48号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第49号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第52号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第53号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第54号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第55号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第21 陳情第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情

日程第22 請願第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願

(追加議案)

日程第23 議案第56号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第4号)

日程第24 議案第57号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第58号 五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について

日程第26 発議案第17号 議会における地方行政調査について

日程第27 発議案第18号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書

日程第28 発議案第19号 アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書

追加日程第1 発議案第20号 町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置について

日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1番 埜田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	亀尾真哉君
		書記	杉谷元宏君

書記 高 雄 勇 飛君
書記 角 田 亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	美 甘 哲 也君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	前 田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤 哉君	建設課長	岡 田 光 政君
産業課長	藤 原 宰君	農業委員会事務局長	亀 尾 憲 司君
監査委員	仲 田 和 男君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 番、埜田光雄君、2 番、加藤学君。

○議長（景山 浩君） 細田元教君から 9 月 12 日の会議における一般質問の発言について、会議規則第 64 条の規定によって修正したいとの申出がありました。

お諮りいたします。細田元教君からこの申出について説明を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

細田元教君から申出の説明を求めます。

細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。9月12日の会議の一般質問でございますが、保育園に対する一般質問におきまして、町内の商工会や、建設業協会や、町長後援会、元議員、金融関係、金融業界の方といった発言をいたしました。これはその業種や団体等を言っていることになるため、事実と異なる誤解を招く不適当な言葉でございました。

事実といたしましては、その業種等の一部の方から意見をお聞きして発言したものですので、町内の一部の商工業の方、町内の一部の建設業の方、町長を支持している一部の方、一部の元議員、一部の金融関係の方に訂正させていただきたく、ここに深くおわび申しまして、発言訂正の申出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 細田元教君より発言の訂正がございました。正しくない発言により議会の信頼性を欠く事態が出来いたしましたこと、議会を代表いたしまして関係各位、そして町民の皆様様に議会を統括する議長としておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第38号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決しました。

認定すべきに際しまして、御意見ございましたので、ポイントのみ御紹介を申し上げます。反対の理由でございます。会計年度任用職員制度の抜本的な是正を求める。公務職場での低賃金の

是正が必要。常勤で求められている職を会計年度任用職員で充当させていることは是正すべき。公共施設管理の在り方について、施設管理を一元化するように見直すべき。保育園の統合に向けた取組について話し合い不足、住民への説明不足、議会への説明不足である。

可のほうの理由でございます。協議会について創設12年、地域の課題解決に向けて地域のことを一番に考えて頑張っている。しごとマッチングについては、子育てをしながらでも対応できる仕事、場所を提供していただいております、価値がある。JOCAについて、温泉を有効に使って地域おこしをしている。若い力を結集して南部町の地方創生をしてもらっている。保育園の統合について説明不足の点もあるが、しっかりと説明を受けながら私たちも最終的な判断をしたい。コロナの収束前の南部町の住民の福祉、生活をしっかりとサポートしながら対応していただいた全体的によい決算である。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算、反対の立場から述べさせていただきます。主に農業関係のことに関して述べさせていただきます。

まず、1点目は、汗かく農業者等支援事業、これは結局1年間で終わりましたけれども、これに関しては大変需要の多かった事業であり、これは引き続き続けるべき問題だったと思います。

また、それからコテージ管理事業、これに関しては予算をつぎ込んだ割には結果が出ていない。今回は令和4年度であり、その結果については来年度のほうで入れるっていうことになってますけれども、現状でも果たしてどこまで結果が伴うのか、これが目に見えていないってのが問題だと思います。

それから、それ以外の部分で中山間地域等直接支払交付金事業、それから多面的機能支払交付金事業の問題があります。私、一般質問で、交付金に関しては兼業農家、小規模農家、こういった方々を対象にした支援、もしくは補助が必要である、このことをずっと言ってきました。今、先ほど述べました中山間地域等と、それから多面的、この2つは一般の方に対する補助であり、現在大変役立っている事業であるっていうのは間違いありませんけれども、ただ一つこれに問題があります。例えば1点だけ言うと、中山間地、これはもともとWTOが問題になってます。WTOの中で、国の中で農産物を引き下げるための支援に関しては、これはやめましょう、直接支

援はやめようっていう、そういうことから始まって、それで代わりに出てきたのが今回の、これが2000年からだったと思いますけれども、これが出てきたのが中山間地の分です。つまり、農産物を作るための直接の補助支援っていうのが全く欠けてるっていうのが現状です。この2つの事業、大変いい事業ですけれども、やはり直接支援っていう部分では、これは直接支援になっていない、そういうふうに思います。

最後に1点だけ。会見改善センター管理事業と、それからオートキャンプ場、それからコテージ管理事業、これに関しては産業課がずっと扱ってます。できた理由がありますから産業課がずっとやっていますけれども、これらの管理に関しては産業課ではなく、どちらかっていうと観光に近い事業であるので、別のところの課が引き継ぐべきではないかっていうこと。

それから、会見の改善センターの問題に関しては、今回、予算決算の中でも言わせていただきましたけれども、教育委員会、その他のところでトイレの改修に関しては和式から洋式に替えてきている。会見改善センターは御存じのとおり学童が使っているっていう、そういう施設です。これ、学童の窓口は子育て支援課、ところが、建物は実際管理してるのは産業課、そのために結局話が伝わらなくて、トイレの改修の話がどうも直接伝わってないような気がします。このトイレの改修の件、お子さんが使われているっていうこともあり、和式から洋式にすること、このことを追加で発言して、以上、反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、滝山克己君。

○議員（4番 滝山 克己君） 4番、滝山です。議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和4年度の南部町一般会計の決算額は、歳入総額80億835万余り、歳出総額77億1,305万余り、差引き2億9,530万余りでございます。翌年度に繰り越すべき額3,316万円余りを差し引いた実質収支は、2億6,213万円余りでございます。これが黒字となって表れております。

令和4年度における事業の詳細や事業費の詳細は多過ぎまして全部は申し述べ切れませんが、コロナ禍であっても新規の事業が次々と実施されていますので、少しだけ紹介します。生活支援・地域活性化事業、これは商品券でございましたが、1億712万円余り、しごとマッチング事業2,100万円余り、AIデマンド乗合タクシー運行整備事業が842万円余り、里山テレワーク環境整備事業が9,124万円余り。これは目玉かななんて、額が少ないですけども、買い物支援事業として「おまかせくん」の購入費210万円ほどでございましたが、このような事業

が次々と展開されております。

そのほかにも各課において順次実施された様々な事業があり、各課から説明を受けたものだけでも610ページにも及んでおります。私は、これらを審査、検討したとき、住民への行政サービスは十分実施されているものと判断をいたしました。

そのほかに決算書に表れない業務もあり、総合的に判断して、この議案第38号、南部町一般会計の決算については、委員長の報告どおり認定すべきと考えます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） ほかに発言はありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。委員長報告では可とすべきという報告はありましたけども、私は、議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について異議があるため、発言いたします。

私は、異議の一つは、町民の暮らしの支援の増加におけるお金の使い方が不十分だということをおし上げたいと思います。大きなところが2つあります。一つは、町外の事業者に対する支援ですけども、私は町内の事業者についての支援は必要だと思います。しかし、町外の方の支援についてはどうかと、これについては非常に疑問を持ちます。

2点あります。一つは、先ほど加藤議員も取り上げましたが、オートキャンプ場、これについては————、町外の業者ですね。それで247万5,000円が支出されております。2つ目には、青年海外協力協会、いわゆるJOCAですね、これに対しては1,430万からの支出がございます。これも町内が実質的にやってる企業ではありません。その点をまず指摘しておきたいと思います。

2つ目として、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々と発生している中、来年秋には保険証を廃止して、それについて保険証の代理としてこのマイナンバーカードを使うということなんです。一般質問でも私、言いましたけども、マイナンバーの申請は任意だったはずなんです。しかし、保険証にひもづけしてしまうということになれば、これは強制的ではないでしょうか。最初は任意だと言ったもので、途中から内容が強制的なことになるようなこと、これについて非常に私は危惧するものであります。しかも、マイナンバーカードについては専門者が雇用になっておりますが、これに対しては550万二千数百円のお金が出ております。そういう状況で本当に町民に有意義になる、支援になるものであれば、私はそれについては認めますが、本当にマイナンバーカード、利用される面もありますけども、しかし、ひもづけのために訳の分からんような

お金が動いているというようなことであります。

一般質問でも申し上げましたが、このマイナンバーカード制度については一言言いますと、大企業のもうけのためにやってる、このことを指摘しました。私は、今、町民の多くの方が物価の高騰に見合う収入が上がっているか、そうではなくてむしろ下がっているような状況ではないでしょうか。そういうことでありましたら、低所得者の人はもちろん、そうでない人も町民みんなが、暮らしの応援になる、そのような予算を編成すべきだと思います。各課においてはそういうことで暮らし応援のために特にやられている課もありますが、しかし、総じて言えば、やっぱり本当にお金の使い方については町民の生活を下支えする、このようなお金の使い方をすべきである、このことを申し上げ、認定については不認定と考えており、反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） ここで休憩します。

午前 9 時 1 9 分休憩

.....

午前 9 時 1 9 分再開

○議長（景山 浩君） 確認をいたしました、再開をいたします。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） 1 番、埴田です。議案第 3 8 号、令和 4 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和 4 年度の事業も民生費に多く使われ、物価高騰対策など、可能な限り支援された決算内容だと思います。多くの事業の中で私が特に期待している事業の一つは、しごとマッチング事業です。歳入歳出それぞれ 2, 1 0 0 万 8, 4 6 0 円の事業で、令和 4 年度から始まったしごとコンビニ事業では、事業所や町民の皆様のお困り事など、なんぶ里山デザイン機構に業務委託し、登録された町民の皆様を紹介し、興味のある方や自分のスキルに合うなどを判断し、契約を結び、仕事をつなげるというような事業です。

令和 5 年 3 月末の登録者数は 9 8 名で、直近では 1 2 8 名とお聞きしました。その中でも 6 0 代が最も多く、続いて 3 0 代、この両世代で大体今の登録者数の半数以上の登録者の様子だそうです。また、令和 5 年 7 月からはデザイン機構通信を作成し、毎月配布するなど、広報活動を様々なところで行い、登録者数の増加やお問合せの連絡の増加などが増えているとお聞きしました。

実際にお仕事をされた方々からは様々な御意見があり、その中でも私がちょっと気になったのが、「今日行く」がなかったとおっしゃられた会員さんがおられたようです。これ詳しく聞きますと、今日、行くところがなかった。つまりずっと家にいるような状態であったというような意味合いでした。しかしながら、このしごとコンビニ事業に登録して、合ったような仕事に先に出かけるとか、そこでまた人との関わりが持てて生活が楽しくなったというような趣旨の意見だったそうです。これを聞いたとき、単なる仕事をつなげるだけの事業ではなく、人との交流や生活の充実、生きがいを見だし、心身ともに活力ある日常を過ごすことにもつながる事業だと感じました。事業が始まって現在1年半ですが、これはまだまだ未来につながる事業だと期待しております。このような事業が計画どおり行われた令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算だと思いますので、賛成の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和4年度の一般会計決算に反対します。

今回の歳入歳出の大枠は先ほど滝山議員が述べられましたので省略しますが、今回、実質単年度収支が赤字の4,053万637円という数字が出てきています。中身については、町税が歳入で10億1,558万に対して、地方交付税が36億9,061万、言ってみれば税金の3倍近くが地方交付税に頼っているという内容であるし、全体から見たら80億のうちの36億が地方交付税、国から来るお金で賄えているという内容になると思います。この中では、国庫支出金が12億6,200万、県からの支出金が6億6,206万、これを見ると支出金等が、それぞれ目的等がある中では、なかなか自主財源として独自の仕事を組むのも大変だということは理解できます。町債を2億、3億近く発行するというのが令和4年の実態だと思うのです。

この80億として膨らんだ中の約5億円近くが国から来るコロナ対策、価格高騰策、それから新型コロナ臨時交付金、これは国から来るコロナ対策や価格高騰対策はもう基準も決まっていますから、その分を約半分消化したと。あとの問題は、新型コロナ臨時交付金が来た約3億円が町でどのように住民の暮らしに支援をしていくか、どのような使い方かということが今回の令和4年度でも検証されないといけないというふうに思っています。あと、国からは地方創生交付金3,290万、デジタル田園交付金が4,900万近く、これらが入ってきてるのですが、この両方の交付金等については、建物をのけては、推進交付金を使えばその半分が町から、一般財源から出していくと。後年度負担があるといいながらも、地方創生推進交付金とデジタル田園交付金の使い方も町の財政を大きく左右してくる内容だというふうに見ています。

今回、コロナ交付金等の使い方といえば、企画がなされた商品券の1万400人に対しての1万円の交付、これは物価高騰やコロナで苦しんでる方々についての支援策としては1億712万、住民から歓迎されている内容だというふうに思っています。また、汗かく農業者支援は、前回に比べてここを格段に増やしたことによって3,242万円、このお金を使ったって、これも歓迎されたし、これまで支援策のなかった方々が喜んだ内容だというふうに考えています。この中では、やっぱりコロナ交付金の中で使い方をいえば、里山テレワークに3,600万円、障がい者計画策定にどうしてコロナを使ったのか分からないんですけども、里山テレワーク事業が一つ問われてくる内容になるのではないかとこのように考えています。

私がなぜこういうふうにお金の中身を言ったかということ、どっかを削ってでないということをしるということが、なかなか町長がお認めにならないから今言ったんですけども、先ほど上げた、私は、地方創生交付金のお金の使い方と、デジ田の使い方を大幅に見直して住民の暮らし支援のようなものを選んでやっていただきたい。この中には地方公共交通ですね、公共交通に使うという住民に喜ばれる内容もあったと思うのですが、やはり地方創生交付金の中では、先ほど同僚議員も指摘してきたJOC Aの事業とかまちづくり事業ですね、これが本当に、お金を投資している割に住民にどのように還元されているのかということを考えないといけないし、今、移住・定住と長年言ってきたのですが、移住・定住ということが、これから人口減に向かう中でどれほどよその町と人口の取り合いっこをして効果があり、定住策につながるのかということもそろそろ検討課題に入らなければ、町自体が人口問題では手のつけどころが間違ってくるのではないかとこのように懸念をしています。

それで、この二つの見直しと、もう一つには、地域振興協議会に年間約7,000万円出しています。当初は、例えば集落が小さくなって、集落人口が減って、葬式も出せないから共同でやるのだというようなことで始まった地域振興協議会ですが、今、コロナの中でもなかなか事業ができなかったということもあるのか知れませんが、今まであった地区公民館の自主的な事業をその中に公費を使ってやっていく問題とか、地域振興協議会にお金を重ねて、町が本来管理すべき建物を指定管理でしていくとか、おおよそ町の施設管理をも地域振興協議会に委ねてきているという町の下請のようなことにさせている傾向が随分と見られた決算であったというふうに思うのです。そういう立場を直して、お金をつかって、住民の暮らしを支えていく予算に変えていってほしいという立場から6点指摘します。

まず1点は、生活支援の取組です。具体的には、今、物価高騰が続くし、電気代の高騰も続いていきます。国の補助もいつ止まるか分からない。止まりますよね。そういう中で暮らしに対す

る悲鳴が私たちにも本当、深刻な状況で聞こえてきているわけです。とりわけ町ができる最大で最速の方針は、公共料金の引下げだというふうに考えています。今、水道料金が、一般財源から入れて基本料金を下げているのですが、私は一般財源を入れて下水道料金の引下げ、一般財源を大変ですが入れて、高過ぎる国保税の引下げ等を住民の暮らしを見ながら考えるべきだというふうに考えています。引下げと同時に、あらゆる公共料金について、所得が減額になったときの減免制度を設け、何よりも暮らしを応援する取組にしていくべきだということです。

第2点目は、今回の令和4年度の問題では、保育園のあり方検討委員会というのを立ち上げました。ここで言うのは、町立保育園がなくなっていくのかという問題と、町は町の保育に責任を持つべきだという立場から、このあり方検討委員会の中では主に用地の問題を上げたのですが、そもそも民間移管することにより、統合して一つの場所を無償で今度は貸し出していくという内容になってきています。これは町長は、民間移管について言うことは、まず第一に町の財政縮減を一番に掲げているわけです。これは新自由主義の最たるもので、本当にこの財源の縮小とかを保育園問題に持っていった方がいいのか、このことが根本的に住民から問われてくると思うのです。私は、人口減の中で、町こそが本当に子育て支援策というのであれば、大事な保育園を町立で運営し、そこにいるケア労働者のブラックと言われている内容である保育士の待遇改善を町立でこそ保障していくべきだと考えています。そういう意味でいえば、保育士の採用、それから会計年度任用職員の抜本的な改善対策を求め、町立保育園を民間移管するのではなく、4園とも公立で運営すべきということを指摘しておきたいと思います。

3点目には、会計年度任用職員の待遇改善と町職員の増を求めます。今、町の職員を見れば、会計年度職員以外の職員、こういう呼び方をしてるそうですが、125人に対して、会計年度任用職員、フルタイムでは69人、3分の1を超える人が会計年度任用職員です。短時間職員は合計で122名ということになれば、町全体の仕事をしていこうと思えば、年度以外の職員125名では到底足らず、常時の事業を会計年度のフルタイムの職員が69人も補填しているというのが現状ではないでしょうか。

今回、教育委員会関係のほうから会計年度任用職員の年数と年齢と給与についての一覧表を出していただきました。ありがとうございます。その中で、教育委員会関係では53人の会計年度任用職員、そのうちフルタイムが23人、フルタイムでの最高は公民館長はちょっと……。公民館長はパートでしたね。人権委員と別として、最高の会計年度任用職員の給与というのは月額17万1,700円です。56歳、13年勤務という方がいらっしゃいました。この金額で今の56歳の方が、もし家庭があって子供がいたりすれば、それが賄える金額を払っていると言えるの

か。様々な資格を持つ中でこのような在り方は、国全体として、公務現場でのブラックなやり方を直すために私は町長が先頭に立って声を上げていかなければならないし、町の中でも最大限の努力をして職員増と会計年度任用職員の待遇改善を図っていかなければならないと考えています。ひいては、これは今後の町を担っていく職員ですね、仕事の継続から考えてもマイナスが非常に大きいという点から正規採用職員を求めます。

とりわけ何回も指摘していますが、税務課の職員、徴税の任務に当たる方はしっかりと正規の会計年度以外の職員を充てること。また、今回、福祉事務所の件も検討させてもらったのですが、この中でも2名の会計年度任用職員がフルで働いており、電話を聞いたりしています。相談等については資格を持つ職員に替わるといっていますが、全国的には福祉事務所の職員は2年か3年が限度で、大抵激務の中から精神的にも疲労が増すということも言われています。専門職の採用とここに正規職員の配置を強く求めます。

第4点目には、施設管理の見直しです。先ほども加藤議員のほうから出ましたが、施設管理では一元管理を以前から求めています。議会で審査してしましても、例えば今回あったのは健康福祉課が担当する研修施設の問題です。これは本会議でも問題になりましたが、条例に定めていない、条例に定めている以上の利用料金を取っていた。これは言ってみれば条例違反なわけです。本来であれば、指定管理先である伯耆の国に対して厳しく指導し、是正を求めていかなきゃならないところが、これが3年間もこのように放置されていた。このことを健康福祉課に求めるのは、私はとだいに無理な話ではないかというふうに考えています。条例について、施設管理の条例、法規をしっかりと持った施設管理の方を設置して、課を一つ設けるなどして全体的な施設管理を行っていくことが合理的であり、法的遵守もできるし、経済的にもこのほうが有利なのではないでしょうか。

もう一つ、産業課でもたくさん聞くところがあります。緑水園等、聞いていくわけです。この中では、私たちや住民は、産業課には地域振興、とりわけ農林業について、農家やその方々を支援し、そういうふうなことを一生懸命当たっていただいています。そういうことに当たってほしいわけです。それを施設管理の緑水園等、人件費はどうかのってということ聞き取りするわけです。本来の産業振興をどうしていくのか、今、何が求められているのか、このことを考えていかなきゃならない産業課と本来の課の仕事ができるように、町は施設管理の在り方を抜本的に改善し、一元化すべきだというふうに考えています。そうでなければ、町長、副町長がこの問題については説明に上がっていき、対応すべきだというふうに考えています。

次の5点目には、町道管理の問題です。今回の町道管理の問題では、町道・林道作業員等の予

算もあるし、生活道路改善支援事業等に取り組んでいるというのが町長の答弁でした。今、住民の多くが議員に訴えていることは、この道路維持がなかなかできなくなった。年齢、それから人口減で集落と集落の間の草刈り、それから樹木の伐採ができなくなったっていうことを言っているわけです。本来であれば、第一義的には、町道は町が管理するものです。それがなかなかできないからお願いしたいというのですが、一向にその策が考えられない。

今回、委員会で分かったのは、この生活道路改善支援事業の中に道路、のり面の樹木の伐採について、もしこれを業者に委託した場合、100万円を限度に8割の負担がある、これをでも受け取るのは集落だということです。集落間を考えたときに、どちらの集落が担当するのかということで、どうしてもその山の持ち主についての関係が及んでくるわけです。こういう制度があるのであれば、少なくとも集落との相談もですが、個人の持ち主にも適用してこれが積極的に取り組めるように、それで8割ではなく9割負担等して、町道の管理の御協力をいただくという立場でこの補助枠と増大と補助条件を緩和すること、これが今一番早くできることではないでしょうか。次への予算でぜひとも参考にしていただきたい。

それから、町道・林道作業員については増員を求めます。なかなか大変だということだと思いますが、会計年度任用職員の給与で当たっているのだと思いますが、その辺も工夫してぜひともやっていただきたい。町長は、移住・定住対策にも力を入れていらっしゃると思いますが、今一番すべきことは、人口が減っていく中で、ここに住む住民が年を取っていき、なかなか困難になる中で、この町でどうしたら今までここに住んでいた方々が安心して、安全で暮らせているかということに対して心を配り、お金、予算をつけていくことが今、非常に求められていると思います。その一つがこの町道管理に対する維持だということをお腹に銘じて取り組んでいただきたい。

最後は、キナルなんぶの利用料の問題です。今回、教育委員会から出させていただきましたキナルなんぶの利用を見れば個人から会社まであります。一律に町に認められていない団体、個人については利用料が出現するわけです。個人的に利用しても、約9,000円近く1日利用料を払うわけです。考えていただきたいのは、キナルなんぶは複合施設といいながらも、公民館活動をも奨励しているところで、公民館も入っているわけですね。であるならば、社会教育として町内の住民が団体もしくは個人で人生の充実を謳歌しながら、文化活動や学習活動のことを催す場合、少なくともここについては無料ないしは減免、これが町の文化を支えていき、公民館の教育活動を応援していくことになるのではないのでしょうか。それを一律に利益を目的として使っているところは、自分の会社の事務所を使わないで、この場所で総会をしたり、やっていくことについてはお金もらったらいいんですよ。そういうことをしっかりと判断の基準にさせていただきます

て、9,000円等が、あの1日当たりの金額は下げられないというのであれば、住民に対する活動についての減免政策を取ることを、このようなことを求めて反対をいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ここで休憩します。

午前9時41分休憩

午前9時47分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。先ほど決算のところでも反対討論した中で、
—————という法人名を一つ上げたんですけど、それを削除して取り消していただくことをお願いします。以上です。

○議長（景山 浩君） 討論に戻ります。

委員長報告に賛成者の発言はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。私は、この議案第38号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

最初に、先ほど賛成討論で滝山議員、そして埜田議員と、賛成の理由を十分に事業内容を含めながら言っていたというふうに思っております。私は、先ほどからありました反対についての賛成の立場、議長から怒られるかもしれませんが、ただ、やはりそれを訂正ではありませんが、正しておかないと町民の方が誤解されても困りますので、時間をいただきたいというふうに思います。

最初に、NPO法人なんぶ里山デザイン機構、公益社団法人青年海外協力協会JOC Aに対する費用対効果についてです。結論から言いますと、町のパートナーシップとして地域再生推進法人に指定している2団体の業績は、南部町の地域再生、活性化に大きな寄与をしていただいているというふうに思っています。

まず、なんぶ里山デザイン機構につきましては、空き家一括借上げ事業において、令和4年度では空き家貸出件数が44件、44世帯の方が全部で110人、そのうち41人の子供を含むというふうに確認をいたしました。移住があり、現在も空き家を希望される順番待ちになっているというのも現状であります。

そして、4年度から始まりましたしごとマッチング事業においては、埜田議員のほうからもる

る説明がありましたが、会員数が98名の登録があり、子育て真っ最中や、農業等で空いている時間を使った仕事を紹介し、また、事業者においては人手不足の解消や業務改善に一翼を担っているというふうに思っております。ほかにもハローワークとの協定で、町民の就労あっせん、ふるさと納税利用者のあっせん、町特産品を中心としての返礼品を模索し、また、対応もさせていただいているところです。先ほども言いましたように、南部町の創生と活性化に大きな御尽力いただいているというふうに思いました。

次に、青年海外協力協会JOCAについてです。鳥取県、南部町、そして事業団体との地方創生包括推進協定を結び、地域の福祉と子供たちの見守り、地域住民を取り込んだ事業を進めていただいております。具体的には、障害支援A・B型、法勝寺児童館、放課後児童クラブ、そしてめぐみの里の運営、さらには昨年6月からオープンしました法勝寺温泉です。昨年の6月からの温泉入浴の利用者は5万1,595人、福祉利用者が1万623人で、合計6万2,218人の利用者があったようです。所長のコメントは、JOCAの掲げることごちゃ混ぜのまちづくりを体現しているとのことでした。現在、常勤職員23名で、南部町への移住者は年々増え、11名を数えております。皆さんが町の創生、活性化に大きな対応をいただいているというふうに考えております。この委託料なんですが、ほとんどが人件費だということで、委員会のほうでもありました。職員23人で割れば1人年間50万円弱の委託料です。委託料以上の働きをいただいているというふうに私は思いました。

次に、福祉法人ゆうらくが指定管理する介護研修施設の利用料についてです。条例にある2,610円以上の利用料金を徴収しているということで3年分の報告を受けてはおります。ただ、この料金は、この中に既に2,610円は含まれている。それ以上の金額については、食事の提供、やはり県外等から来てそこで泊まれば、食事を買って帰るよりは、帰ったところで食事を食べたほうがゆっくと食べれる、そういう負担も少なくなるというところを考えたゆうらくのものである。利用者の方のニーズに応えようとする対応は、私は適切であったというふうに思っております。

加えて、地域振興協議会の公の施設の指定管理について、町のほうで一元化という話も出ておりましたが、地域のことは地域で対応することが状況も把握はでき、利用者のニーズに合った対応をいただいているというふうに思っております。利用者があつての公の施設での管理であり、町の職員の方がそこまでの対応、接客ができるのかという点についても不安があります。

付け加えれば、オートキャンプ場につきましては、緑水園が対応していたときと比べれば、今現在約700万円の利用があります。緑水園が管理をしておるときには150万円でした。そう

いった面では大変な努力をしていただき、町外からお客様を取り込む、そして地域との交流も併せてできているということからすれば、私は十分な対応をしていただいているというふうに思っております。

元に戻りますが、先ほど言ったようにこういった公の施設を、接客を町のほうの職員が対応ができるかというのは、私としては非常に不安も感じるところです。

不安に感じるといえば、執行部、そして職員の対応はどうでしょうか。公務員は地域住民の福祉に寄与し、住民の暮らしの安心と安全を確保できるよう努力義務があるというふうに思っております。

決算では真壁議員のほうからもありました保育園のあり方検討会等の事業に若干の違和感は持っております。これからの施策、予算執行に当たり、住民の立場に立った対応と業務の遂行をお願いし、令和4年度決算認定の賛成討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここで休憩を取ります。再開は20分といたします。

午前 9時58分休憩

午前10時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第4 議案第39号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第39号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第39号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成

多数により認定すべきと決しました。

委員会の中で御意見がございますので、二、三、御紹介をさせていただきます。まず、反対の理由でございます。国保税は税の中で収入未済が一番大きな金額となっている。法定減免などの減額制度がありながら滞納が増えてるということは、住民生活、所得から見て払えない仕組みになっている。国保税の引下げを求めて反対する。

賛成の御意見でございます。社会保険の場合は事業者負担が半額あるが、国保にはなく、国保税が高いのは事実であり、また加入者が年金受給の方、または個人事業者であり、大変な状況ではある。しかし、医療給付費が年々高くなっている状況の中で国保税を引き下げることが困難。国保運営については3年平均で保険税額を決定する中で、今回は決算として余剰金が出たということで、これについてはやむなしということ、これについてはやむを得ないとして賛成いたしますという御意見でした。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第39号の令和4年度国保会計に反対をいたします。

先ほどの委員長の報告では、委員会の中でも賛成する討論の中でやむを得ず賛成するという意見があったように、この国保に対しては構造的問題も含め、国からの支援なくしては市町村の国保会計が非常に苦しいということは皆さん御存じの上で私たちは採決をしてきたわけですが、私は引き続き町の負担を求めて、負担増で、国保税の引下げを求めて反対いたします。

今回、国保会計は歳入12億9,904万、歳出12億7,358万で、先ほど言ったように実質収支は2,546万という黒字が出てきました。この中で、歳入が12億9,904万の中で保険料調定額が2億2,414万、収入済額が1億8,615万で、不納欠損もあってこれまでの収入未済が3,653万円になっています。いわゆる滞納が3,653万あるということです。ちなみに、令和4年度の現年度収入未済は574万8,730円、これをほかの固定資産税や税見た場合、現年度で収入未済が一番多く上がってくるのがこの国民健康保険税だということも委員会の中で確認をしてきました。この南部町の国保税というのは対象者が2,183人、この中には先ほど言ったように個人の自営業者、それから年金暮らしの方々、低所得の方々が含まれるわけです。この多くが、6割、7割が法定減免内の世帯だということも毎回指摘しているこ

とです。

私は、賛成した議員も含めて国保税が高いということは認識して、やむを得ないということな
んですけども、今回の保険給付費の総額というのは9億6,900万ですよね。これ去年から若
干医療費が下がってきているのですが、そういう意味では国民皆保険制度でほかの保険に入らな
かった方々が国保に入ることによって、医療費全額ではなく見てもらえる制度があるということ
については恩恵を受ける国民としてはありがたいことですが、この年々負担も高くなってきてい
るというのが現状だというふうに思います。

今回、払った税金に対して2,183人、単純に割れば1人当たり8万8,000円、約9万
円の負担になるわけです。生まれてきた子供からお年寄りまで1人当たりが、所得があってもな
くてもこれだけの負担をしなくてはいけない。ここが一番大きな、本来税は応能ですよ。所得
のある者が払うことからあるんですけども、国保税は所得のない人からも取るということから
こういう状況が生まれてきているというふうに思います。町長もこのことについてはもうよく認
識されていると思いますが、今、物価高騰、コロナ問題でとりわけ自営業者が、特に町村の自営
業者等が大変です。様々な支援措置であるとしても、やはり公共料金の負担増というのはこたえ
るわけです。国保税とすれば、払わなくては国保証を取られるということも、本当に理不尽なこ
とも行われているんですけども、そういうことを避けるためにも私はまず何よりも国保税の引下
げを生活支援策として、物価高騰応援対策として町が一般財源を投じて行っていくべきだと。こ
の景気回復や物価高騰についてしばらくめどが立たないということも皆さんの承知の上だと思
うんです。そういう中で住民の暮らしを応援するということについては、町長の英断を求めたいと
思い、国保税の引下げを主張するものです。

と同時に、今回、この国保証については、マイナカードとのひもづけの問題も指摘されていま
す。ひもづけは今年度から、令和5年度から起こってきたんです。今回の5月段階ではどういう
数字が出ているかという、マイナ保険証2,074件中1,247人、約6割がやっぱり保険
証をひもづけているということが町でも今回、委員会で報告されてきました。私は、こんなに今、
国保税が問題になっているときに、任意であると言ったマイナンバーの制度に国保税をひもづ
けて国保証をつくらないというのは、これは個人に対しても憲法違反だというふうに考えていま
す。地方自治体とすれば努力をして、国に対して少なくとも国保証の続行を求める、このことを
厳しく、きつく国に求めていただきたいということ付け加えて反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田司朗でございます。議案第39号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、先ほど真壁議員がおっしゃったとおりでございますので割愛させていただきますが、歳入歳出ともに極めて健全な財政運営があったと私は考えております。

さて、反対討論の中で、国保税の引下げを求める反対討論がございました。確かに国民健康保険税が安いにはこしたことはございません。だからといって国保税を安く抑えれば当然基金や一般会計からの繰入れが必要になります。一般会計からの繰入れが続けば一般会計に負担をかけねばなりません。南部町が発足した当時は約1億円を超える基金がございました。国保税を安く抑えるために毎年基金を使い、基金が底をついたのは数年前でございます。

私たちはふだん病気にかかって医療費を支払っていますけれども、1961年、昭和36年に地域保険である国民健康保険、国民年金にこれらの者を加入させることで国民皆保険、皆年金が実現し、以後、国民皆保険、皆年金を日本の社会保障の中核として発展していったものです。医療費の、これは年齢にもよりますけれども、窓口負担が2割とか3割の医療費負担で受診できるようになりました。また、高額医療費は所得によって違いますけれども、月ごと、あるいは病院単位ごとに一定以上かかった医療費については、一定額を控除して残りの額が返ってまいります。国民皆保険でございますが、これほどすばらしい制度はないと思っておるところでございます。

所得の少ない方には7割、5割、2割の減免制度をしっかりと設けられ、令和2年度、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも減免がされております。これだけの制度を維持するために国、地方自治体が取り組んでおりますけれども、国保税を安く減免の枠を広げなさいというだけでは、健全な制度を維持できないと思っておるところでございます。

以上、そのような観点から、私は今回の特別会計歳入歳出決算については賛成をするものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第40号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第40号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第40号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査した結果、賛成多数にて認定すべきと決しました。

御意見がございましたので、御紹介します。まず、反対の理由でございます。年金は下がるが、負担は増えるという状況。高齢者になると病がちになり、医療に、医者にかかる機会も増えるので、医療費個人負担が増える。住民生活を無理のないものとするため、負担軽減に努めることを求めて反対する。

賛成の御意見です。後期高齢の方は医療費負担が1割負担として若い方よりも軽減されている。払えないという現状も決して分からなくはないが、後期高齢の方が安心して医療を受けられる体制を維持するためには認定すべきとして賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。委員長報告に対しては賛成多数で認定するという具合にありましたけども、私、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出に反対する立場から申し上げます。

後期高齢者、これは100人近い方が年金生活をされております。中には働いておられて、それが生活の一部にされてる方もありますが、まず100%に近い方がそういう状況だと思います。被保険者は高齢化で増加して、令和4年、現役世帯57人を含め、2,180人が加入、被保険者であります。令和3年度に対して86人の方が増加しております。一般会計からの繰出金が、5,064万7,000円の繰入れがあります。

しかし、その中でもやっぱりどうしても、先ほど委員長の報告にはありましたけども、高齢者に対してはこの会計のために負担を増やすという状況であります。高齢者については委員長報告でありましたが、窓口で、高齢化になりますと病気が増えて医療機関にかかる回数も増えます。当然、医療費の自己負担が増えるわけです。その中で、やっぱり高齢者の生活を維持するためには負担軽減を求める、このことではないでしょうか。

それと、県が一括でこの会計をやるようになりました。私は、地元の声が、被保険者の声が直接届かない可能性もあるではなかろうか。やっぱり関係自治体が直接これについて審査をする、そういうことは必要ですけども、しかし、そういうことで決まってるんで、もう仕方がないわということではなくて、やっぱりそういう全県の会の中、積極的にそれが披露されて、改善を求める、負担軽減を求める、そういうことをすべきだということを考えていることです。

以上の考えから、もう一つ付け加えますが、滞納者がありまして、その中、現在、一括で滞納金を払えないからということで、分納でされている方が4人おられます。これを見ても大変厳しい状況ではないでしょうか。やっぱり負担軽減をすべきだということを求めて、認定をすることは不可だ、反対するということから意見を申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この議案第40号、これは後期高齢者医療制度に関わるテーマでございます。

まず、この制度ですけど、平成の20年度に75歳以上の高齢者を対象として導入された制度だと聞いております。先ほど反対討論では負担が大きいと、病院にも何回も通うので、もう少し負担軽減をしてほしいということでしたけども、その基準は一体どこに置けばいいのか、いわゆる給付と負担のバランスの問題だと思っております。

今、少子高齢化が進む中、さらに団塊の世代も加わり、今、対象者は1,400万人とも言われる。支える世代と支えられる世代のアンバランスが課題となっております。窓口負担を見れば原則1割、一定以上の所得がある方は2割、現役並みの所得がある方は3割、また、高齢により病院等にかかる回数も増加するため、高額医療制度や、2割負担になった方も一定期間、外来負担増加額を月3,000円までに抑えるなどのいわゆる配慮措置が施されております。

一方、この医療制度の財源ですけども、先ほども言いました窓口負担で原則1割ですね。そして、現役世代からの支援金が4割、残り5割が公費、この公費は内訳でいきますと国が4、県が1、市町村が1となっております。一つの課題として、やはり止まらぬ少子化、この少子化によ

る今後の現役世代の負担が心配されております。

ちなみに、参考までですけど、隣国の韓国ではどうでしょうか。韓国では国民健康保険一本しかありません。後期高齢者医療制度、いわゆる1割でいいよっていう優しい制度はないんですね。窓口負担を見れば、現役世代であろうと、高齢者であろうと、町のお医者さん、医院ではみんな3割。イメージとしては西伯病院をイメージしていただきたいんですが、入院設備のある病院では約4割と。専門的総合病院、ここは鳥大のような病院を想像してもらえればいいと思いますが、こういった総合病院では約5割、上級専門総合病院というのがあって、そこでは約6割と、専門性の高い病院になればなるほど韓国では窓口負担は増加しています。日本の医療制度がいかに高齢者思いの制度となっているのかお分かりいただけたと思います。いずれにしても、支える世代が充実してこそ支えられる世代も安心できますことから、高齢者思いのこの制度を御理解いただきたい、そう思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第41号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第41号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第41号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査した結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 議案第42号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第42号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第42号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数にて認定すべきと決しました。

意見がございましたので、かいつまんで御報告いたします。まず、反対の理由でございます。公共料金の意味合いがあり、物価高騰の時期にあっては値下げをするべき。減免制度を設けるべき。事業を広域化した場合も一般会計からの繰入れを継続することのだが、公営企業会計にした場合に問題があるのではないかという3点を指摘して反対する。

賛成の理由でございます。一般会計から1億円近くの繰入れをして収支をやっと合わせている会計であり、さらにこれを値下げすることは経営悪化につながる。減免制度にしても会計維持としては困難。公営企業会計化については既に準備が進み、全国的な話ですので、進めざるを得ない。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計

の認定、反対の立場から述べさせていただきます。

先ほど委員長報告にありましたとおり、この農水の下水道に関しては公共料金の意味合いがあり、現在の物価高騰の折では値下げをするべきだっていうことが1点。

それから、2点目は、減免措置を求めるものです。これは減免措置は所得に関する減免ですけれども、それ以外にもゼロ歳児に対する減免が必要である、このことも申しておきます。

そして、3点目は、公営企業会計適用債の問題です。この問題に関しては公営企業会計適用債を、これを使っている理由として、公営企業会計に移るために、現在、農水の中で一体どういうものがあるのか、特に流動資本と不動資本、これが一体どういうものがあるのか詳しく調べて、それで最終的には公営企業会計に移行する、そのための予算であるっていうふうな説明がありました。それでなおかつ公営企業会計に移行しても一般会計からの繰入れはこのまま続ける、こういうふうに聞いています。

しかし、これに対して最終的に公営企業会計に移った場合、一般会計からの繰入れが可能になるか、このことに関していささか不安である、こういったことから反対するというふうに長らく言ってきましたが、今回、6月議会の全協の席で、鳥取県のほうで進めている下水道会計に関しては県のほうが広域化、鳥取県の場合、中部、東部、西部3つに分けて広域化をするっていう計画があることが説明なされました。そして、ここ南部町では米子と一緒に広域化をする計画に含まれているっていうふうになってます。この場合、多分、最終的な広域化というのは料金の統一が一番の目的になるのではないかと思います。

それと、広域化に当たっては南部町の下水と米子の下水をつなぐ、これが根本的にあるというふうに考えます。そうなった場合、負担がどうなるのか。それと会計が公営会計になった場合、本当に今までどおり一般会計の繰入れが可能になるのか、この点に関していささか不安を覚えます。以上の点を申して反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。議案第42号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての承認に賛成するものです。

農村の水環境をよくするということで農業集落排水、会見地区、ほとんど農集でございます。西伯地区では農集、公共下水道、浄化槽、その会見、西伯で農集事業、行っているところでございます。南部町の下水道事業のうち、大体農集が43%を占めているという状況でございます。農集の加入者ですが、総戸数ですが、1,618戸、接続をしている戸数が1,567戸、接続

率は96.8%という高い接続率になっています。

農業集落排水事業の使用料を下げるべきというふうに言われますが、この会計の決算書を見ますと歳出総額は2億3,026万3,000円余り、この中の一般会計からの繰り出しは1億702万です。総歳出額の46.4%。ちなみに、使用料収入は7,181万3,000円ほどで、31%という割合となっています。使用料収入よりも繰出金のほうが多いという会計でございます。値下げをすればさらに使用料収入は下がってきますし、繰出金下がってくると事業のバランスから見ても非常にそこは下げること自体難しいし、何とか今、決算ができている状況だと思います。

○議長（景山 浩君） 荊尾議員、マイクをもう少し手前に。

○議員（3番 荊尾 芳之君） はい。それから、公営企業のことについて言われました。現在、公営企業債という起債が入っておりまして、先ほど言われたように現在の南部町の農業集落排水事業のいわゆる財産、固定資産とか管路もそうですけれども、これの金額、資産の状況を調べていくためにこの起債が入ってるわけですけれども、既に人口の割合によって南部町は令和6年の4月からこの公営企業会計の適用になるということが既に決まっております。それに向けて起債を入れて準備をしているところですので、これは農集に限らずですけれども、進んでいるところでございます。

それと、先ほど言われたいわゆる広域ということですが、今の段階でなかなか広域、中部のことを例に取って言われましたが、西部で農業集落排水、下水の広域化を進めるということについて、まずはあくまでも予測の部分になりますが、私の考えを言わせてもらうならば、南部町にある処理場、今言う農集だったり公共があります。この処理場をまず南部町の中でどうしていくのか、南部町の中で広域につないでいく、広域というのかな、つないでいくというような、そういうことをまず考えていかないと、いきなり鳥取県西部の広域化という議論にはならないのかなと私は考えております。

先ほど言いましたこの農業集落排水の決算については適正に処理がされておりますので、当然認定について賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 8 議案第 4 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、議案第 4 3 号、令和 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 4 3 号、令和 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数により認定すべきと決めています。

御意見ございましたので、御紹介させていただきます。まず、反対の理由でございます。公共料金と同じ意味合いがあり、物価高騰の時期にあっては値下げをするべき。ゼロ歳児に対する減免制度を設けるべき。広域化した場合は自治体の意見を言う場がなくなり、現状維持ができるか心配される。

賛成の理由でございます。値下げについては浄化槽会計も多くの繰入れがあるため、困難である。ゼロ歳児の減免については過去に制度があったが、今の段階では制度はなくなっている、やむを得ない。公営企業会計化については、公営企業債にも入り、令和 6 年から適用することとして進んでいる。浄化槽は高齢者が多い中山間エリアとなっているが、その中でも設置を進めている町の努力は評価されるものである。以上であります。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。令和 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計、認定について、反対の立場から述べさせていただきます。

先ほど委員長から述べられたとおり、まず 1 点目は、この下水道に関しては公共料金の意味合いが大変低い。現在の物価高騰の折では公共料金として値下げをするべきだという点と、それから減免制度を設ける点、それからゼロ歳児の減免制度を設ける点、この点に関しては先ほども述べましたとおりとほぼ同じですが、公営企業会計適用債についての問題です。

この浄化槽整備に関しましては、広域化というのはまずできない、物理的につなぐことができないものだと思っております。現在、鳥取県西部、南部町と米子市をつないでもし広域化して、そして料金統一を図った場合、その場合、この浄化槽整備事業会計の使用料と、それから新たに出てくる広域化した場合の使用料、これが開くのではないか、多分町内で差別化ができるのではないか、そういうふうを考えております。

それと、もう一点に関しましては、公営企業会計適用したときに、本当に最終的に一般会計からの繰入れがそのまま続けられるのか、この2点の問題があることを述べさせてもらって、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨義文です。議案第43号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成といたします。

この会計は、歳入総額が5,947万円、歳出総額が5,946万5,000円、実質収支は僅か5,000円の決算となっております。しかし、この黒字決算の中身は歳入の半分以上、55%に当たりますが、一般会計からの繰入金で賄っております。金額としては3,258万2,225円が繰り入れてあります。こういうことでやっと収支バランスが成り立っている会計決算となっております。反対の御意見の方は値下げ、値下げと言われますけれども、とても使用料を値下げする状況ではないと考えております。

また、予算決算常任委員長からの報告もありましたけれども、令和4年度におきましてはこの中山間地域で高齢化が進む中、新規の設置がもう既に頭打ちとなっている状況であります。ですが、新規の設置の掘り起こしに担当課のほうで努力をされて新しく3基が設置されました。令和4年度末で194基となっています。これは接続率が75.8%まで引き上げられました。このことは、こうした努力によりまして南部町全体の水洗化率は着実に上がってきていると感じます。こうした努力に評価をして、私は賛成したいというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 9 議案第 4 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 9、議案第 4 4 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 4 4 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査した結果、賛成多数にて認定すべきと決しております。

御意見ございましたので、御紹介します。まず、反対の理由でございます。公共料金の意味合いが強いので、物価高騰の際には下げるべき。減免制度を設けるべき。ゼロ歳児減免を設けるべき。広域化した場合、現状維持ができるのか心配であるという点を指摘して反対する。

賛成の理由です。浄化槽事業会計と同じ理由及び町の職員の努力を評価して賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計、認定について、反対の立場から述べさせていただきます。

これも繰り返しになりますが、1 点目としては、下水道会計はあくまでも公共料金の意味合いがあり、現在の物価高騰の折、引き下げるべきだっていうこと、それから減免制度を設けること、そしてゼロ歳児の減免制度も追加で求めること。

それと、さらに公営企業会計適用債については、公営企業会計に移行した場合、本当に今までどおり一般会計からの繰入れが可能になるのか、このことにはさきか危惧をすること、このことを申し上げて反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） 3 番、荊尾です。議案第 4 4 号、令和 4 年度南部町公共下水道事

業特別会計歳入歳出決算の認定について、承認に賛成するものでございます。

農集、それから浄化槽、公共下水道と南部町には3つの下水の手法がございます。現在の公共下水道というのは旧西伯のほうで行いましたので、南部町の西伯側に区域としては2つの区域がございます。総戸数1,213戸、うち1,189戸が公共下水道につながっておりまして、接続率は98%でございます。歳出総額は1億7,718万2,000円余り、そのうちの一般会計からの繰り出しは7,633万7,000円で、43%でございます。非常に高い繰出金の下に収支バランスを取ってる状況で、それは浄化槽も農業集落排水も一緒ですので、なかなか値下げという段にはならないというふうに考えております。

減免について言われました。減免体制は施設入所の場合、下水道事業は住民票のあるなしによって料金が発生いたします。施設に入られても住所を動かされないという方もおられますので、継続して入所をされて、入院されて6か月がたった方については減免申請をしていただいて、7か月目から減免となる。承認を得てそういう施設の証明をもらって、町長の承認を得たら減免になるという一つの減免制度があります。

それと、もう一つ、ゼロ歳児ということを言われます。平成26年から28年度の3年間、ゼロ歳児、1歳になるまでの乳幼児について減免制度を南部町で取ったことがあります。これは子育てのいわゆる子育て支援事業といいますか、そういうところで3年間の時限ということで、時限立法で取った経緯があります。これはやはり今、この人口減少の段階、問題もあって、次年度以降、やはり減免制度についても考えていくべきではないかということも私も感じました、また一般質問等で聞きたいと思いますが。

それともう一つ、来年に、令和6年4月から公営企業、一部ですがなります。繰入金のことを心配しておられますけども、繰入金の繰入れ、基準内繰入れ、あるいは基準外繰入れということになるかもしれませんけども、そういうことで、現状の体制を維持していかないとこの会計もたないということになりますので、それは担当のほうとも少し話をしているところです。ただ、将来のことですので、使用料金の金額のこと、そういうことも十分にこれからもチェックはしていかないといけないと思いますが、私はこの令和4年度の決算については認定することに賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 0 議案第 4 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 0、議案第 4 5 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 4 5 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査しました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 5 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 1 議案第 4 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 4 6 号、令和 4 年度南部町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 4 6 号、令和 4 年度南部町水道事業会計決算の認定について審査いたしました結果、賛成多数にて認定す

べきと決しております。

御意見ございましたので、御紹介をさせていただきます。まず、反対の理由でございます。新型コロナウイルスの影響で基本料金の減免が続いたが、年間を通して続けるべきであることを指摘して反対する。

賛成の御意見です。新型コロナウイルスの影響で国からの交付税が入ったため、減免をすることができたが、年間を通じて減免をすることは難しい。将来に向かって健全経営をするために軌道に乗ってきたところであり、負担軽減するより当面は現状維持していただきたいということで賛成。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。令和4年度南部町水道事業会計の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

水道会計は既に企業会計になっております。そして、この企業会計の目的について、これは昨年この時点で述べさせていただきましたけれども、この本来の目的は公共の福祉を増進するように運営されなければならない、これが基本的な考え方です。

そして、水道会計については過去何度か新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、それで新型コロナにかかった場合、水を使う人が、水を使う量が増えるから、それから水道会計については使っている人が南部町の中でほぼ網羅できるから、こういった理由から基本料金の減免がずっとなされてきました。

繰り返しになりますが、現在の水道料金、完全にこれは公営料金です。これに関しては物価の高騰も考えて、基本料金の減免を1年間続けるべきであったというふうに意見を述べさせていただきました。反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三嶋義文君。

○議員（8番 三嶋 義文君） 8番、三嶋義文です。議案第46号、令和4年度南部町水道事業会計決算の認定について、私は賛成いたします。

令和4年度の決算の中身は、国からの新型コロナウイルス対応臨時交付金4,771万9,0

00円を活用して、令和4年の7月から令和5年3月までの間、9か月間基本料金を無料の減免対策を実施されました。また、電気代の高騰によっても対処されております。こうしたことから収入合計2億650万1,000円、支出合計1億8,808万8,000円と、差し引きます当年度純利益が1,841万3,000円とプラス決算で、経営努力によって黒字となっております。

先ほど反対者の御意見の中にありましたが、年間を通じて減免すべきという話がありましたけれども、公営企業は使用料収入による独立採算が基本ですので、今回減免ができたのは先ほど申し上げました国からのそういった支援があったからできたわけでございまして、これをさらに独自財源を使ってやるということになりますと、現在プラス決算ができておりますけれども、マイナスに転じてしまうので、無理だということで私は理解しております。

また、令和10年度までの長期シミュレーションを見ても、令和4年度は予定シミュレーションの金額が、1,844万4,000円が見込まれておりまして、実績と僅か3万1,000円の減と、ほぼ目標どおりの推移が継続されてきております。今後ともこうした経営を持続していただきまして、古い水道管の更新工事もやっていただいております。毎年5,000万円ベースを維持していただきながら、安全で安心な水の供給をお願いいたしまして、賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号、令和4年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第47号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第47号、令和4年度南部町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第47号、令和4年度南部町病院事業会計決算の認定について審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決

しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第47号、令和4年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第48号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第48号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第48号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について審査いたしました結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 4 議案第 4 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 4 9 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 4 9 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 9 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 5 0 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 5、議案第 5 0 号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 0 号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について審査いたしました。

結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第51号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第51号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第51号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第51号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 17 議案第 52 号

○議長（景山 浩君） 日程第 17、議案第 52 号、令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 52 号、令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について審査いたしました。

結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 52 号、令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 53 号

○議長（景山 浩君） 日程第 18、議案第 53 号、令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 53 号、令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第53号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第54号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第54号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第54号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 2 0 議案第 5 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 0、議案第 5 5 号、令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 5 5 号、令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 5 号、令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 陳情第 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 1、陳情第 6 号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 当委員会では、陳情第 6 号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入を求めるよう政府に求める陳情を預かっております。少し聞き慣れない用語が出ておりますので、議長、少し背景を先に述べ、審査報告をしたいと思っております。

まず、我が国の姓、氏ともいいますが、姓についてですが、少し歴史的なところからいきますと、明治以前ですが、町民をはじめ、多くの民が姓を持って名のることがありませんでした。そして、明治に入り、姓を名のるようになりますけども、例えばある女性が嫁いだ場合、その女性は実家の姓を名のるとなっております。

ところが、明治31年になり、民法の改正が行われ、嫁いだ方は、今度は戸主の姓を名のることになる。そして、戦後、昭和22年、GHQの指導があったかもしれませんが、今度は夫の姓でもよし、妻の姓でもよし、しかし、夫婦は同姓を名のらなければならないと、そういう制度が実は今日まで続いております。

現在の民法の下では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。そして、現実には男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数。ところが、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティの喪失など、様々な不便、不利益が指摘されてきたことを背景に、選択的夫婦別姓制度を求める声が上がってきたのであります。

平成8年2月に、法務省法制審議会において、民法の一部を改正する法律案要綱を答申しております。同要綱において選択的夫婦別姓制度の導入がここで提言をされました。そして、最高裁、大法廷だったと思いますが、今の同姓、これは憲法違反ではないんですが、選択的夫婦別姓については国民的議論、そして国会の論議を待たなければならないと、こう判事が示されております。それによって我々南部町議会も国民の議論をというところで、この委員会で議論し、審査を行いました。

ちょっと長くなりましたけども、審査の結果、全員一致で採択すべしと決しております。

たくさん意見がございましたので、ほんの一部御紹介しますけども……（サイレン吹鳴）はい、続けます。可とする理由。男性の意見として、夫婦同姓が結婚が進まない要因の一つではないかとの意見。

二つ、夫婦が同姓を選ぶ、または別の姓を選ぶというのは大切だと思う。制度は法改正で対応すればよいと思うので、夫婦同姓を日本が求めるのは家制度があるためだと感じており、〇〇家といった考えを打破するためには変えていく必要があるため、夫婦別姓を認めるべきと思う。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第22 請願第7号

○議長（景山 浩君） 日程第22、請願第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。本会に付託されました請願第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願につきまして審査を行いました。

審査の結果、賛成3名、反対3名、可否同数であったため、委員長採択で否とし、不採択と決しました。

可の理由ですが、一つ、インボイス制度の導入によってフリーランスや農業者の方などの事業運営に大きな影響を及ぼし、廃業される危険性が高い。

2つ目、課税業者と免税業者が下請に混在している場合、インボイス制度が導入されると課税業者の下請が優先されることになる。また、免税業者が消費税分の値下げを求められるなど、影響が生じるため、実施を中止すべき。

否の理由でございますが、10月1日の制度導入に当たって3年間の特例措置、その後、率を変えてさらに3年間の特例措置、合計6年間の特例措置があります。10月1日の制度スタートを控え、この時点で中止を求めることには賛成できない。

2つ目、特例措置の期間中に様々な方法を模索する。また、制度の改善について取り組む必要

を感じるが、現時点で制度の中止を求めることは難しいので、この請願には反対である。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 請願を審査された総務経済常任委員長にお聞きいたします。

これ、消費税のインボイス制度の実施中止を求める請願については、出されてきた団体からできればこのことについて話をしたいと、参考人ですね、そういう制度を求めて説明に行きたいということがあったということも、私たちが全協でしたっけ、聞いておりました、そのことを審査なさる会だというふうに思っていたんですけども、この審査の結果、参考人に来てもらうということについてはどのように審査され、結果として来ていない状況だと思うんですけども、どうだったんでしょうか、そのことについては。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。参考人といえますか、説明会に来たいという申出があったことは知っておりましたので、委員会の中で委員の方にお諮りをいたしました。基本的に文書で請願というものは出ておりますので、この内容で審議すべきということ、また、委員の中にこのインボイス制度について十分に理解されてる方もおられたりして、いろいろ説明をいただいたりして、特に説明を求めることは必要がないということ委員会の中で決定をしたため、参考人に来ていただくことなく委員会を進めて採決をいたしました。

やはり請願というそのやり方ですが、基本的に委員会の中でその請願人の文書が出ておりますので、この文書によって審議すべきということが委員の中からも出ましたので、そのとおりに行いました。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 南部町議会は議会改革特別委員会等もつくって積極的に議会を改革して、住民にも議会活動とはどうかということを発信していくために、活発な議会活動していくことを目指して議会改革特別委員会でも皆さんと一緒に私は協議していると思っていますんですよ。

それで、議員必携で見たら、参考人からの意見聴取については、委員会における参考人とは事務に関する調査または議案、請願等の審査を行うに当たって、調査、審査の充実を図るため、委員会において必要と認めるときに出席を求めて意見を聞く利害関係者、学識経験者等の関係人の

ことを言うって書いてありますよね。勉強熱心な方々の総務経済常任委員会ですから、恐らくインボイスのこともよく分かっておられて、提出される方のことも必要ないと、自分たちでよく理解なさっているというふうにお聞きしたんですが、であればえらい簡単に早く終わってありましたよね。私たちが傍聴に行ったときにはもう決採ってたんですよ。

例えばお隣の伯耆町などはこのインボイスの請願が出たときに、インボイス制度、よく分からないってことです。ですから、何度も委員会をして、参考人も来てもらったってわけですね。それで、私としては、今、議会が報酬引き上げようとか言ってるんですけど、何よりも議会を活発にするためにも、ここに書いてあるように、全国の町村議会は長年にわたって参考人制度を法制化するために頑張ってきたんですよ。そのことを積極的に利用し、お互い学び合って、賛成でも、反対でもお互いに深め合うというのが、深め合って納得した上で審査していくというのが私たちに本来求められている姿勢ではないかと思うんですよ。その辺がどうも私、解せないんですよ。

それで、だとすれば、お聞きいたしますが、インボイスのどの問題が一番争点になって、専門家いらっしまったんだから、可としたんですか。今、聞いていたら、もう今の時期にしても間に合わないから仕方がないということ、賛成意見しか出てこないじゃないですか。どういう審査なされたんですか。賛成意見では、具体的に専門家の方が、このインボイス制度がどのように必要だっていうこと話されたのか、反対意見どうだったのかっていうこと、ちょっと紹介していただけませんか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。後のほう、最後の質問ですよ。どういう審議だったかということですが、委員の中にやはりその制度に精通しておられる人もおられまして、実際にそのインボイス制度に登録しておられる方もおられましたので、十分な説明は受けられました。また、請願を持ってこられた方の委員の中にも、加藤議員もおられましたので、説明を受けたりして、インボイス制度、もう2年ぐらい前ですか、そこからこの制度が始まるということで、事業の中身についてはよく理解してるということで、委員の中でそういう議論がございました。

参考人については、委員会が必要と認めたときにお願いをするということでしたので、委員会に諮ったときに必要ないということだったので、呼びしなかったということでございます。

それで、制度は皆さんが十分理解されているということで、理解の上にそういう議論があって、中身がどうのというのはなかったですけども、今度10月1日からこの制度は始まりますが、3

年間の猶予期間があると、消費税のいわゆる申告の仕方について3年間は20%、それからその後の3年間についても特例措置があるということを、説明もありましたので、そういうことを理解してこういう委員会の審査で決したところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私がお聞きしておりますのは、どのような審査内容であったのかってということで、当初言っていたのが、このインボイスの中身が非常に深刻な増税になるのではないかということを書いてあることに対して委員会の中でこの不採択となったのが、もう今の時期になってきて仕方がないっていうのが一つと、先ほど言ったように様々な特例措置があると、3年、3年、6年間であるからいいということなんですけども、ということは、特例措置があるから認めるっていうことは、インボイス自体が南部町民に対してどのような影響を与えるものなのかとか、そういうことについての論議はなかったんでしょうか。一番問われているのはその中身だと思うんですよ。インボイス制度の実施中止を求めるということですから、やはりそのことをしっかりと協議しないといけないんじゃないかと思うんですけども、そのことについての、そこで審議なされた内容っていうの、どういう内容だったんですか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長です。そこについてはもうさっきも言いました10月1日から制度がスタートするということで、その具体的な中身について委員会のほうで審議したことはありませんでした。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。請願第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願、これは採択をするべきだったという立場から意見を述べさせていただきます。

委員会の中で、まず、このインボイス制度の中で一番大きく取り上げられている益税の問題、これに関して私のほうで説明してきました。その中で私のほうが発言したのは、最高裁でこの益税でないということが言われている。これは附則についている説明書の中にこういう一文があります。消費税は預り金ではなく、益税は存在しない。本質疑で大変重要な意味を持つ東京地裁

判決では消費税について以下の重要な判断が下され、消費者が事業者を支払う消費税部分は商品の役務の一部であり、消費税は預り金ではない。ゆえに消費税相当の一部が事業者の手元に上ってもピンはねではなく、益税に当たらない、これが最高裁で出ている結論です。私のほうはこの問題に関して、あくまでも最高裁でこういうふうな判決が出ているのでという、ここまでの説明しかしてきませんでした。でき得ればこの問題について専門家の意見をぜひ招いて聞くべきだっというふうな提言はさせてもらったつもりですが、最終的にはこの件に関しては採択にはなりませんでした。

そこで問題があるのが、この議論が終わった後で、やはりこれを、消費税に関して払ってない、免税業者は払っていないので、最終的には益税であるっていうふうに私は考える、こういった意見を述べられてる方がいらっしゃいます。こういった方の意見を正すためにも専門家の方を招いてやはり意見を聞くべきだった、そのことをまず1点目。

それから、もう二点目、現在、今年の10月からインボイス制度が始まりますけれども、何年かは減免制度、もしくは補助の制度があるので、その間にもしかしたら改定されるのではないかと、それから期間中、向こう3年ないしは6年間期間があるので、それが保留されているのでいいのではないかと、こういうふうな意見が出ました。しかし、私、一般質問でもこの問題、インボイスの導入の件、取り上げました。一番の問題だったのは、この南部町の中で農業をやっている方がお米を売る場合、既に10%引き下げてくれて言われてるっていう問題です。インボイスの問題は今年の10月から導入される問題ですけれども、実際問題としては既に南部町の中でも影響が出ているっていう問題です。

それと、もう一点、もう既に10月から導入されるので、これ反対できない、そういった意見もありました。しかし、これ委員会の中で亀尾議員がはっきり言われています。確かに10月から導入されるんだけど、しかし、意見として、おかしいのであれば反対の意見を国に対して上げるべきだ、こういうふうにはっきり亀尾議員が言われています。

以上、3点の理由から、このインボイス制度、この請願に関しては採択するべきだったと、こういうふうにはっきりおきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。請願第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願につきまして、私は反対する立場で議論をさせていただきたいと思っております。

インボイス制度は先ほどもお話がありましたように、今年の10月1日、あと2日ほどたてば

開始されますが、この制度の導入自体は2016年に国会で可決されており、2023年までは施行の猶予期間ということで過ぎません。2016年時点では世間の反対の声は少なく、国会も賛成多数だったことから可決されたと思いますが、一度国会で可決された法律を廃止するのは現行の制度上は難しいという話を聞いております。

確かにいろいろな問題が起きているという話を聞きますけれども、ただ、インボイス対応ということで、現在、レジの改修、あるいは会計ソフトの変更など、対策を講じている事業所も多くありますし、その事業者の努力、あるいは支払ったコストをどうするのかということも議論が出てきます。税務署も説明会をもう既に開催して、多くの事業者がインボイス制度の登録を行っております。そういう状況の中で廃止ということを私はできないというように思っているところがございます。

免税事業者に不利にされるというインボイス制度でございますが、これには、先ほども委員長のほうからも話がありましたけれども、猶予期間とかそういうものがございます。まず一つは課税事業者を選択して事業を継続するという、それからこれにつきましては免税事業者から課税事業者に変わるということ、特例を利用して課税選択をするかどうかを検討しながら事業を継続するという、これにつきましては2029年9月までの期間を利用して検討する方法があります。

この2029年9月30日までは課税事業者等にも経過措置があります。2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入れ税額相当額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までは仕入れ税額相当の50%で、仕入れ側はインボイス制度開始後6年間、これ全額でありませんが、仕入れ税額控除が適用できるということでございます。この状況を利用して課税事業者になるかどうかを検討するというのが2つ目。それから、免税事業者のまま事業を継続するという場合があります。この一応、今、3つのやり方で対応方法があろうかと思っております。

いろんな状況があろうかと思いますが、これにつきましてはまだ国のほうでされると思っておりますけれども、私も事業を行っておりますけれども、その中でこの消費税のインボイス制度について関わらせていただいておりますけれども、消費税のインボイス制度の実施中止ということはまずできないということで、私はこの請願につきましては反対する立場でございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、ぜひともこのインボイス中止の請願書を上げていただき

いという意見です。

先ほどの、一つは、やはりまずインボイス制度に賛成の意見であろうが、反対の意見であろうが、分からんであろうが、議会としてのあるべき姿勢とすれば、請願者等が説明に行きたいとかいうこと、議会に来て説明をしたいなんて言ってくれる人めったにないと思うし、本当にありがたいことではないんでしょうか。私たちが議会改革していく上で、住民参加といいながら、そこでたとえ自分には十分な見識があると思っておられる方もいらっしゃると思うんですけども、その方も含めて一体どういう意図でこういうふうにしてるのかっていうことを聞くという姿勢っていうのは、私は議会として持っていてほしいし、引いてみれば南部町議会全体の見識が問われてくる問題ではないかと思って、非常に残念でかなわないんですよ。幾ら聞いても聞き足りることはないと思うし、先ほどのように中身について十分な審査ができなかったと委員長がおっしゃってもしましたが、その中で、インボイスとはどういうものかっていうことを学べる場でもあったと思うし、そういうことはぜひとも議会としてやっていくべきでなかったかということが、私も1点思います。

それと、このインボイスの中止は、先ほどの反対の方が自分は反対だって、自分は反対やから反対したのはいいと思うんですけども、町内には零細事業者がいっぱいいるんですね。それで、今、全国見ても商工会議所や全国中小企業団体中央会とか、建設労働組合総連合とか中小企業家同友会とか、党派を問わずこのことについて懸念の意を表明してるわけですよ。今回も全国的には52万を超えるオンラインの署名が上がってきたって言ってますよね。結局、50万に届くときに政府も顔が青くなったと、そこまで反対の声が起こるのかというふうに思っていなかったらしいですけども、そういう意味でいえば、今、もう決まったからできんもんじゃなくって、おかしいと思う方々が自分たちの経営とかを守るために、ひいては日本の税制守るために声を上げていってるっていうのが現状じゃないでしょうか。

そして、さっきおっしゃったみたいに、6年間の猶予あって幾らでもできるっていいですが、今、この当事者としてインボイス制度で影響を受けるという、今まで1,000万未満の業者の方々や個人のフリーライターの方々はどうされてるかという、地獄の二者選択と言われてて、結局はインボイスの登録者になるか、消費税分をそのまま自分の収入として引き落とされ、下がるか、どちらかの選択しかないっていうことに立たされてるのは、もう誰が考えても承知のことじゃないんですか、6年間の猶予があろうしても。まだ今の委員会でそういうふうに懸念があるので、6年間の間に勉強していろんな声を上げようというんだったら分かるけれども、そういう在り方は、私は、町議会とすれば全町民のことを考えながら、どういう影響があるかって調べて

賛否を問うべきであったのではないかと思うんですよ。

それで、これから私の意見になりますが、反対の意見ですが、このインボイスを狙ってる一番は増税ですよ。今回だって一番いい方法は、8%か10%、分からんというんだったら下げたらよかったんですよ。8%、私たちは5%に下げろって言ってますが、下げればインボイスなんか導入する必要ないじゃないですか。インボイス導入、狙いは、今後8%、10%ではなくって、15%、20%への増税にする際の、税率の差があるときにこれを適用していくために使っていくという制度の導入が行われている、こういう認識に立つのが賛成でも反対でも、自治体等でいく政治家の立場ではないでしょうか。私はそういう論議してほしかったんですよ。

今やるべきことは、住民の声を考えたら、中学校の教科書にも、不況になったときは減税するか公共事業をするっていうの、教科書で習うんですよ。それを全く反対のことをしていることについていえば、国だから意見言えないじゃなくって、地方行政の中にいる議員こそ住民の声を上げて、国に対してこの制度やめろと求めていくべきであったと思いますので、今からでも遅くないので、ぜひとも御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第23 議案第56号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第56号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、お手元の補正予算書のほうで提案をしてみたいと思います。よろしゅうございますか。

議案第56号

令和5年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,955,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月28日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、3ページをお願いします。第2表、地方債補正です。1、変更といたしまして、給食センター管理事業は限度額を430万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

次に、歳出から御説明をいたします。6ページをお願いします。このたびの補正につきましては、緊急の対応が必要なものがありますので、その補正をしております。2款総務費、1項総務管理費、4目CATV管理費は620万円増額し、1億6,488万1,000円とするものです。これにつきましては道路改良事業によりまして中国電力やNTT所有の電柱に共架しているケーブルテレビ線を移設するものでございます。いわゆる支障移転というやつでございます。

続いて、9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費は102万3,000円増額し、1億3,880万4,000円といたします。これにつきましては会見給食センターの高圧気中開閉器が故障いたしました。これに伴って電気の事故がもし発生した場合に周辺地域の停電等の影響を及ぼすおそれがあるため、早急な取替えが必要となるものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。5ページをお願いします。20款諸収入、5項雑入、5目雑入は620万円増額し、9,023万1,000円とするものです。こちらにつきましてはCATV、ケーブルテレビ線の支障移転に伴う費用の全額を補償費として受け入れるものでございます。

21款町債、1項町債、6目教育債は90万円増額し、4,200万円とするものです。これにつきましては歳出側の給食センターの機器の交換に充てるものでございます。

7ページ、お願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、59億7,586万4,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第57号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第57号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、渡邊悦郎君。

○町民生活課長（渡邊 悦郎君） 町民生活課長です。補正予算書で説明させていただきます。

議案第 5 7 号

令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 2 8 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 5 年 9 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

3 ページを御覧ください。歳出を説明させていただきます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費になります。こちらは、工事請負費は今まで手動で行ってございました太陽光発電施設の電源を切るものに関しまして、電源自動制御システム、自動で行うシステムを導入するものになります。あわせまして、積立金のほうですが、こちらを工事請負費に必要な額が積み立てることができなくなるものになりますので、減額を補正するものになります。

以上になります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 7 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

議案第 5 7 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 5 8 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 5、議案第 5 8 号、五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 5 8 号、五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について。

五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、五色ヶ丘果樹団地再生工事。契約の金額は、変更前が 6, 5 9 7 万 7, 2 9 2 円、変更後が 7, 2 0 3 万 2 0 0 円。契約の相手方は、鳥取県東伯郡北栄町大谷 2 0 3 5 の 2、リバードコーポレーション株式会社中部オフィス、所長、中嶋健一。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 8 号、五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第 5 8 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 発議案第 1 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 6、発議案第 1 7 号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である地方行政調査特別委員長、白川立真君から趣旨説明を求めます。

地方行政調査特別委員長、白川立真君。

○地方行政調査特別委員会委員長（白川 立真君）

.....
発議案第17号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年9月28日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 白川立真
南部町議会議長 景山 浩 様

——別紙案でございます。

別紙

議会における地方行政調査について

1. 目的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

また、魅力ある南部町を実現していくためには、町はどのような具体的対策をとっていかなければならないかなど、議会として深く研究し、人口減少に起因する様々な課題解決に資することを目的とする。

2. 調査事項

- (1) 公共交通について
- (2) ごみ減量化施策について
- (3) 自治体病院経営について
- (4) 地域活性化について
- (5) 子育て支援政策について

3. 調査地

- (1) 徳島県上勝町
- (2) 高知県佐川町
- (3) 岡山県奈義町

4. 調査期間

令和5年11月8日から11月10日までの3日間

令和5年11月21日の1日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

以上、御審議をお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第17号、議会における地方行政調査についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第27 発議案第18号

○議長（景山 浩君） 日程第27、発議案第18号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、白川立真君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君）

.....
発議案第18号

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年9月28日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白川 立真
南部町議会議長 景山 浩 様

.....
別紙案については、副委員長からお願いします。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員会副委員長、塚田光雄君。

○民生教育常任委員会副委員長（塚田 光雄君） 副委員長の塚田光雄です。では、別紙を読み上げます。

.....
別紙

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める
意見書（案）

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実である。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられている。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反するものである。1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過した。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。2015年および2021年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調した。

国民の判断という点では世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっている。

よって、下記事項を強く要望する。

記

一日も早く選択的夫婦別姓制度の導入を行うための法整備を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第18号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第28 発議案第19号

○議長（景山 浩君） 日程第28、発議案第19号、アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書を議題といたします。

提案者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

.....

発議案第19号

アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月28日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書（案）

2023年8月22日政府は、アルプス処理水の放出の時期を閣議決定し、東京電力は8月24日から放出を開始した。

2015年東京電力と日本政府は、福島県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」）に対して、「漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と約束している。

県漁連と全国漁業協同組合連合会は、放出に対して繰り返し反対の意思表示を行っており、県漁連は6月30日にいわき市で開かれた総会で、アルプス処理水の海洋放出に反対する特別決議を4年連続で採択している。また、福島県内では7割の市町村議会が、海洋放出反対または慎重な対応を求める決議や国への意見書を採択している。

アルプス処理水について政府は、2023年7月4日公表のIAEA包括報告書をもとに、安全性が確認されたとして漁業関係者に説明して理解を求めている。しかし、IAEA包括報告書では、海洋放出の代替案（地中埋設案、大気中放出案、大型タンクでの保管案など）との比較検討と、「海洋放出そのものが正当化出来るか」については分析の対象外で触れられていない。

ここでの正当化とは、「放射線リスクを引き起こす活動は、全体的な利益をもたらされなければならない」という原則であり、アルプス処理水を海洋放出して得られる利益と、被る損害を比較して利益が多ければ正当化できるというものだ。つまり漁業関係者が被る損害より東京電力が得られる利益の方が多いので、「正当化」出来ると言っているのに過ぎない。

根本的な問題としては、福島原発建屋内への地下水の流入を止めない限り汚染水は増え続ける。

風評被害については放出前から懸念されていたが、中国が日本産の水産物を全面的に輸入停止した事で数字として現れて来ている。

以上のことから、国に対して以下の事項を求める。

記

1. 国は汚染水を増やさないために広域の遮水壁設置を講じること。
2. 国はアルプス処理水の海洋放出は中止し、海洋放出以外の処理方法の検討を行うこと。
3. 国はアルプス処理水についてトリチウム以外に含まれる物質について分析と報告を行うこと。
4. 国は風評被害に対しての補償だけではなく、長期化することが予想される実質的な被害についての補償も行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、経済産業大臣、文部科学大臣

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。2点質問させてください。

まず、記以下の2番ですね。国は処理水の海洋放出は中止し、海洋放出以外の処理方法の検討を行うことというこの項目なんですけど、国は2013年からずっとどういう処理の方法がいいのかと検討してきてると思います。書いてあるように大気中に放出するのがよいのか、あるいは地中に埋めるのがよいのかという、そういう検討をずっと重ねてきて、この海洋放出という方向を取って今動いてるとするのはもう現実だと思うんですが、そういうこの項目はどのような意味なのかということがまず1点。

2つ目がIAEAの包括報告書について触れてありますけども、この内容について少し説明をいただきたい。この文章だけ読むと、東京電力のメリットと、それから漁業者が受けるデメリットか、これが、どちらがお得かみたいなことしか書いてないように見えるんですけども、そもそもIAEAの包括報告書に海洋放出の正当性が書いてないという言い方なんですけど、そうなのでしょうか。中身についてちょっと教えてください。この2点です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。まず、1番目、海洋放出以外の処理水の検討について

行うこと、これについては2番目の質問とも重なりますけれども、現在行われている海洋放出以外、このことをもう一度検討すること、このことがそもそもの理由です。それと、2点目としては、現在この海洋放出が考えられた理由っていうのは、コスト面があくまでも考えられた結果で海洋放出に至っているっていうのが2点目の理由です。本来ならば、環境面を考えるならば海洋放出そのものを考えない、これが選択肢の中にあっていいはずなのに、今回、今まで原子力発電所はトリチウムを含む水を放出していたので、だから今回もそのまま海洋放出をする、そういう形に流れが決まっています。もう一度、再度、一番最初の問題点に振り返って検討するべきであると、そういう意味合いの内容です。

それから、先ほどの2点目の質問です。I A E Aの報告書の中で正当化について触れられていないということですが、実際問題、これらの正当化の問題については全く触れられていません。それと、正当化について全く触れられていません。その理由については、この正当化をするっていうその根本的な考え方はこの文章の中に書いてあるとおり、放射線リスクを引き起こす活動は全体的な利益をもたらされなければならない、この考え方があるもので、今回の報告書の中には正当化という言い方は全く含まれておりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。何点か質疑をさせてやってください。私もこの4点の特記事項について質疑をさせてもらえたらというふうに思ってます。

まず、遮水壁設置については経済産業省のホームページにも紹介しております。これを知った上での意見なのかということところです。今は遮水壁ということで、氷で固めて対応してるが、お金がかかり過ぎる、年間で5億ぐらいかかっているので、するのに。やはり根本から考えていくところから、ただ、これ100年以上ぐらいの計画で、本当に大丈夫かなという気もするんですけど、その壁を止めて、入ってくる水を止めるということは必要だと思ってるんですけど、その辺のことも知った上での1点があるのかと、2点目の先ほど荊尾議員のほうからもありました地中埋設案、大気中放出案、大型タンクでの保管案ということで、もう一度検討しろっていうことなんですけれど、なぜその検討しないといけないのか、それは一番コストが安いからと、併せて安全性というものもあってのことだと思うんですけど、その辺についての考えをまず聞いておきたいと思います。

それと、国は処理水についてI A E Aの放出の……。ごめんなさい、それは今後の放流後の対

応について書かれたところですが、国は処理水について I A E A と放出中、放出後についても連続的にレビュー、各工程ごとの分析と報告を実施するというふうに言って、もう既に 1 回目の放流は終わったわけなんですね。それでも問題はなかったというふうに I A E A も言ってるんですけど、そのことについての見解を求めたいと思います。

4 点目、風評被害ということを 4 点目に上げていますが、まずこの風評被害という意味を教えてください。実質的な被害とはどういった被害を想定してるのか、それについてもお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤です。まず、遮水壁の設置の問題です。これはもちろん知っています。それと、この遮水壁を造るに当たって地下水を凍らせて造るっていう、そういうことがなされました。しかし、実際のところ、現状でこれは機能していないと思ってます。この考え方はいろいろあると思いますけれども、まだほかの方法を取るべきだというふうに考え、今回この遮水壁については検討するべきだというふうに入れております。

それから、海洋放出以外の処理方法についてということですが、本文の中では先ほど述べました中に地中埋設案、大気中放出案、大型タンクの保管案、それらについて触れておりますけれども、私のほうがここで言いたいのは、モルタル固化処分案、これは現在アメリカが実際問題としてやっている方法です。アメリカの場合、原子力発電所が内海にあるために海に直接放出することができません。そのためにアメリカの原子力発電所、特に内陸でやってる方法です。この場合、コストが現在の海洋放出よりも高いですけども、安全性に関してはこちらのほうがはるかに高い、そういうふうに言われています。

それから、処理水について放出後の処理……（「I A E A の」と呼ぶ者あり）I A E A の放出後の継続的な分析結果の報告ですね。これはまず 1 点目、今回、放出後すぐに分析し、そして安全であるっていうふうな報告がなされてます。これ考えてみれば分かることですが、バスタブのほうにインクを 1 滴ぽんと落として、それで影響が出るかどうかという、そういう話です。現在、今行っているのは 1 滴落とした段階です。このトリチウムの半減期のことを考えた場合、これをずっと続けていった場合、一体どういうことになるのか。海洋っていうのはそもそも大きな一つの水たまりです。こういったところに常にずっと落とし続けていっていいのか、これは最終的に私が述べるところにも触れてきますけれども、現在、トリチウムを含む処理水を海洋に放出すること自体に問題があるというふうに考えております。

それと、話、元に戻しますが、処理水と、それから海洋放出についての水の分析、これ

は処理水を放出する限りずっと続けなければならない問題であるってということが1点と、それと現在、処理水の前の段階のタンクにたまっている水、これについての分析、報告が最終的に国の名前で正確な形でなされていないというのが現実です。これを国はするべきだという意味で載せております。

それから、風評被害の意味と実質的な被害は何を想定しているのかという問題です。まず、風評被害に関しては、これを放出する前から物が下がるだろうっていうふうに懸念されてきました。そして、実際のところ国のほうがいろいろな手当てをつけて、現在のところ風評被害については確かに数字としてはほとんど表れていないというのが現状ではないかと思いますが、実際のところ中国が輸入をしなかったために、その分、国内でだぶついていて、その分が価格に反映されて下がっているというのが現状です。今回、風評被害と実質的な被害っていうふうに分けましたけれども、風評被害っていうのは、私の感覚でいえば放出前から想定されていた被害、そして今回、実質的な被害っていうのは、今回、中国が輸入を停止したために起こっている被害、そういうふう考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） まず、2点目です。ほかに3つの案が出てる中で、今、初めてモルタル何とかって聞いたんですけれど、もしそういったことがあるならそこに入れたらどうですか。（発言する者あり）それでそれをしっかりと主張すれば、私は、ああ、そうかというので、またそれに対する質疑も変わってくるところがあるというふうに思いますし、それから今すぐIAEA含めて、東電のほうも一緒になって流出した、流した処理水を点検してる、それまだ終わったばかりからです。それをやはり何回か繰り返して安全な状況になってから2回目を流すというふうに、毎日毎日流してるわけじゃないんです。もう1回目は終わって、今度、間を空けて、その結果を見て2回目を流す、この海水への放出も……（発言する者あり）30年っていうことがあるんで、その30年かけてでも流していくところについて、もう一度確認を取っておきたいと思います。

それと、風評被害なんですけど、風評被害は要するに根拠のない不確実なうわさとか、科学的根拠のないものをデマ等によってそれを、被害を受けていることが風評被害、また経済的な被害を起こすことが風評被害だというふうに辞書には書いてあります。それをどういうふうに捉え、先ほど言われた中国の対応、中国政府、中国共産党の対応をどのように捉えているのか、確認取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） まず、２点目での質問に対するモルタル固化、これに対して書いてなかったことは申し訳ありませんでした。

それから、処理水の分析と報告ですけれども、これはさっきも言いましたとおり、バスタブの中に１滴インクを落としてもほとんど反応としては出てきません。この問題は、１０年あるのであれば毎年調べていって１０年間するもの、５０年放出するのであれば毎年調べていって５０年毎年分析するもの、そういう意味合いで私は入れております。

それと、先ほどの４番目の再質問ですけれども、風評被害とそうでない被害についての質問だったと思うんですけど、言われたとおり風評被害というのはあくまでもうわさで、最終的にはそれがもとで被害被ったってということです。

それとあと、中国の対応についてどういうふうに捉えているのかという再質問でしたけれども、これについて説明させていただきます。今回、このアルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書、これを提出した一番の理由は中国の対応の問題です。それに伴う問題です。まず、今回、中国が日本の水産物を全面的に輸入中止にしたこと、このことについていろいろなメディアでいろいろな報道がなされています。中国国内で水爆実験、もしくはそれに伴う実験を行い、放射能で人が住めない地域が出ている、そういったことを国内の人から目を背けるために日本に対してこういう抗議を行ってるんだ、こういった報道が一部なされています。もし中国が行っているのが、国内対策としてこの日本の海産物を全面に中止にしているのであれば、これは国としてやってはならないこと、しかも国内の情報操作のためにやっているのであれば、絶対これはやってはならないことだと思います。

それと、その次の話、これから次の話になるんですけども、これ討論があれば私一番最初に言う予定にしてた内容なんですけど……（「討論したらええがん。討論があることなので」と呼ぶ者あり）なら討論で、なら残りは討論でやります。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑ありますか。

８番、三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） ８番、三鴨です。私、分かりやすい質問です。

板井議員の関係もありますけれども、１番ですね、汚染水を増やさないためには広域の遮水壁設置を講じることとあります。こういう遮水壁っていうものが技術的にできるのであれば、もう既にそういうことは誰でも分かることなので、着手してやってると思うんですけど、現実にはそういうことができないんじゃないかというふうに思っています。いろんな工法を検討したり、違った方法を考えるっていうことなら、さっき加藤議員もちらっと言われました。いろんな方法が

あるから検討って言われましたが、そこはやっぱりもう遮水壁にこだわらずにほかの工法検討して、水の浸入を防ぐというような意味合いにはならないのですかと、もう一点、私、心配するのは、既にある貯水タンクの劣化、腐食による漏水とかそういう事故が起きらへんかなという懸念をしています。そういうことへの対応っていうか、いつまでも現状で捨てちゃいけないということだったら、そういうものの危険はどうお考えですか。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） まず、遮水壁の問題ですけれども、これ現在機能していないっていうふうに私、言いましたけれども、実際問題技術的に機能していないのではなく、コスト面からこれ以上かけられないっていうので機能していないっていうふうに考えてます。コストをかけて別の方法を使えばできるはずなのにやってないっていうのが現状ではないかというふうに私、考えております。

それから、貯水の置場について、これについて今、2番目の質問で出てきておりますけれども、この質問の中では海水放出の代替案の中で大型タンクの保管案っていうのが、これが触れられています。これは現在、ためているタンクっていうのは、これは簡単に言うと小型の簡易タンクっていうふうに考えてもらえばいいと思います。今回、この大型タンクの保管案っていうのは、これは現在、日本国内で原油をためる大型タンク、あれの感覚で想像していただけたらいいと思うんですけれども、大型タンクでまず原油を入れておいてもまず破損することがない、こういった大型タンクを造ってそれに入れておけば問題ないっていう、そういう案が一つとしてあります。

先ほど三鴨議員が質問でされた中の回答の一つとしては、現在あるタンクが劣化して、もしくは破損する可能性があるのであれば、この新しい大型タンクを造ってそれに移し替える、これが求められていると思いますけれども、やはりこの部分に関しても現在検討されていないというのが実際のところですよ。以上です。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 三鴨です。分かりました。ただ、早くしないとこの貯水タンクの劣化で事故が起ころへんかなっていう懸念があるので、今時点はそういう過渡的な対策かもしらんんですけど、海洋放出っていう方法を取られてるんだらうなというふうに思ってます。あとは討論の中でお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この発議案19号、アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書、反対の立場で討論をさせていただきます。

この東北大震災、甚大な被害をもたらした大地震だったんですけど、2011年3月11日に発生し、12年が過ぎようとしています。今なお復興と闘っておられる被災者の皆様には、心から心中を察しするものでございます。

その中でも福島第一原発の事故であり、今なお廃炉に向けた処理に4,000人以上の方が危険と向かいながら対応をしていただいております。この12年間で処理水のタンクが1,000基、134万トンに達し、これ以上の保管場所も限られている現状から、タンク水を処理し、トリウム以外の放射能物質を基準以下に抑え、ALPS水として海洋放出を決定し、IAEA、国際原子力機構の包括的な報告書も公表され、科学的根拠に基づき安全確保が担保されたことから、先ほども言いました8月24日から17日間をかけて7,800トンの処理水が放出されました。

この放出に先立って、8月21日に岸田総理のほうから記者会見がありました。そこでは、岸田総理が話されたのは、21日、全漁連の会長からは安全性への理解が深まった。また、科学的な安全性のみならず、社会的な安心を確保し、漁業者が子供、孫まで安心して漁業を継続できるよう漁業者に寄り添い、今後数十年の長期にわたろうとも国が全責任を負って必要な対策を講じ続けてほしいという要請があったわけです。

また、廃炉と生産継続は漁業者の思いであり、漁業者の生業継続に寄り添った政府の姿勢と安全性を認めた対応について、我々の理解は進んでいると考えているというような声があったようです。福島漁協連からは廃炉の安全性に完遂し、その時点で福島の漁業の生産継続は確認され、理解は完了したというふうに思っているようですが、漁業者と国、東電は復興と廃炉という共通目標に向けて、現時点において同じ方向性を向いて進んでいる。さらには、約束は現時点で果たされていないが、破られたとは考えていない。こうした声をもらったというように記者会見で言っておられます。また、国とすればそれをもって、責任を持って安全性確保、風評対策、生業継続支援に政府を挙げて努力を続けていくということを岸田総理も言っておられるわけです。

私は、本当にこの12年間の被害というものが早く収束してほしいんですが、特にこの原発事故に関しては、私たちがいなくなってもまだまだ処理をしていかなくちゃいけない現状が続いて

いくというふうに思います。

国が、岸田総理が言っておりますのは、福島復興なくして日本の再生はなしというふうにも言っておられます。そういったところ、十分に私たちも踏まえながら対応していくということが必要ですし、この放出中止を求める意見書ってというのは、今この現時点において全く合わない、こういったものを出すこと自体が、非常に現状が分かっていないということも併せて反対の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回、このアルプス処理水海洋放出中止を求める意見書を出した一番の理由は中国の対応です。先ほど若干触れましたけれども、今回、中国の対応があって以降、大きく世論の流れが変わりました。全て中国の対応がおかしいということに全体の流れが変わりました。本来であれば、一番最初に問題になっていたのは国と福島漁連、これに対して約束がなされて、承諾を得ない限り放出しないって、この話が先にあったはずなんです。

ところが、これを閣議決定をして、放出を決めて、それからです。中国が日本の魚介類に関して、このときは輸入停止ではなく、輸入の検査を強化するって話が始まりです。それから始まって、日本国内のメディアが、特に中国の対応がおかしいということからどんどん話が変わってきて、そしてこの間のIAEA総会の中では、日本と中国が放出しているトリチウム水、これに関して中国のほうが多く放出している、日本の処理水のほうが少ない、こういった内容に話が、本来の話からどんどん話が変わってきています。

本来であるならば、このトリチウム水を含むものを流さないってのが、これが一番最初に考えなければならない問題であり、今回、IAEAが各国でトリチウム水の放出、これに関して許可を与えていること、これは根本的にIAEAが原子力発電を推進している機関だからであって、実際のところ各国で放出しているトリチウムの濃度に関しては、これ各国ともばらばらです。本来であれば国がトリチウム水を放出することに関して福島漁連に対しての約束を守ること、このことが出発点だったはずなのに、いつの間にかそれが、話が狂ってきて、あとテレビ、新聞でも報道が大きく変わってきている、このことが大きな問題であると私は考えております。

また、今回、トリチウム水放出に当たって一番いい方法は2点。一つは、先ほど言いましたコンクリ固定化の放出、それから遮水壁を造ってこれ以上汚染水を増やさないこと、この2点が肝腎である。それと、もう一つ、一番考えなければならないのは、そもそも原子力発電所をこのま

ま続けていいのか、この問題を考える必要がある。

以上の点から、私のほうの賛成案とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 原案に反対者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。この意見書にあるIAEA包括報告書の取扱いがちょっと違うのではないかと、この意見書に私は反対をいたします。

このIAEA組織は2023年7月に報告書を公表しまして、放出計画は国際的な安全基準に合致している、管理された段階的な放出であれば人や環境への放射線による影響は無視できる程度のものだと評価しましたというふうに私は思っております。これがあったから、いわゆる米国にしても、韓国にしてもこの放水に合意をしているわけございまして、もともとのところがこれだとは思っております。それがこの意見書にはそうではなくて、東電と漁業者の損得だみたいな書き方なので、ちょっとそこが私は納得できんというところです。

この放流することによって、加藤議員、コンクリートもあるって言いましたが、やっぱりコスト面だったり、それから大気にすると風の流れによって非常にどこに行くか分からんという危険性とかがありまして、やっぱり海水の場合はちゃんと濃度が測れると、管理ができるというところも一つの放水のメリットではないでしょうけども、ほかのことと比べればリスクは少ないということになってると思います。

先ほどあったように、キャパが137万トンのうち、既に134万トンがタンク埋まっていると、ほぼ東京ドームの容積と一緒にいるぐらいたということございまして、いつまでもためておくわけにもならんということだと思っておりますので、そういう意味から私はこの意見書には反対したいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、今回のアルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書をぜひとも上げて、日本国民の誠意を対外的にも、そして国内の国民にも示すべきだというふうに考えています。

先ほどいろいろ論議を聞かせてもらって、私も勉強になるところがありました。今回のALPS処理水の放出の問題は、今までためてきた処理水をどうするかということ、先ほど板井議員が12年の歳月が流れてるって言ったんですよね、大変苦労かけた。福島県の県漁連がこの12年間、どのような思いをして自分たちの漁業復興担ってきたかという点でいえば、12年たった

今でも震災前の2割しか復活していなかったという数字ですよね。どれほど食べる自分とこの、その漁業していても食べられなくてほかのことをしながら、アルバイトをしながら、補助金ももらいながら網を縫ったり船を直したり、新しく新設しながらして、やっと10年たって兆しが見えてきたというところにこの話が来たわけですよ。もうそれを聞いたときに、私、最初はまさかと思う、まさかこの時点で流すなんていうことは考えられないと思ったんですけども、この8月22日、本当に閣議決定して流したわけですよ。

この状況をどう見るかっていうところで今あったと思うんですけども、一つはI A E Aの報告っていいんですが、I A E Aの報告は先ほど荊尾議員がおっしゃったように、海洋放出は何ら問題がないって書いてあること自体の、この英語か何で書いて……。この和訳が違うのではないかっていうこと言われてるわけですよ。日本に流れたニュースが外国では通用しないような解釈してNHKは出しているということから、先ほど加藤議員が言った海洋放出そのものが正当化できるかのこの解釈をどう見るかというところで、今、世界中で論議が起こっているわけですよ。

海洋放出そのものをよしとしているっていう、解釈しているやり方というのは、私は日本以外にあんまり考えられんんじゃないかと思ひ、こんなにはっきりと海洋放出オーケーだということが、言っているのかという点も検討しないといけないなと思って、改めて先ほどの論議を見て思いましたが、私の感覚ではI A E Aの包括報告書は、この言い方がそのものですね、海洋放出そのものが正当化できるかっていうようなやり方で流してるということが実際のところだというふうに私は受け止めているところです。

それで、先ほど出た代替案がどうかっていうのは、先ほど加藤議員が言ったモルタル固化案っていうのはアメリカがやったからもう既にこれやっていることで、ここに書かなかったのは大型タンクでの保管案、大気放出、それから地中に埋めるか、この3つの種類を示して一つの大型タンクで保管案って書いてるんですよ。大気に流すのか、ほかのところで保管するのか、地中に埋めるのか、こういうのを検討すべきで、ここに書いてある海洋放出は、根本的に違うのは、日本で起きた原発事故のその後始末を、世界中の人たちのものである世界の海に流すことが、たとえ安全だと主張するのであれば、近隣諸国の人方や、その海洋に、周辺におる国たちを説得できるはずですよ。説得させれる自信がないのかということですよ。その証拠に日本は、この件では多くの国が日本のこの海洋放出に反対だということ、声明も出しているわけですよ。

そういうことを考えたときに、先ほど荊尾議員が言った、いわゆる凍土壁は非常にお金がかかるといってというのは、何が出てきたかという、安全よりも、日本の信頼よりも、何よりもコスト面を付けてきたというのが今の現状なんです、加藤議員の言うようにね。お金がかか

るから海洋放出を選択しているんですよ。

何回も言うように、これはALPS処理水、この海洋放出の地下ですよ、この地下水の浸透ってというのは最初想定できなかったわけですよ、地下水がなくなってもあのデブリの中で水を循環させなければいけないんだから。それを地下水が入ってきたところで、もう大量の汚染水が出てきたわけですよ、1日90トンっていうんですよ。それをどうするかということは、まず第一に遮水壁等をして地下水を浸透させないことを考えなければいけないんですよ、量を増やさないためには。そのためにはありとあらゆる日本の企業の英知と財産を使ってこれをする必要があるっていうのは、国民に対しても、世界中の人に対しても、日本と東電の責任ではないんでしょうか。中国の問題にするけん、中国言いたいこといっぱい言うのも自由ですけども、仮に風評被害というのはあるのかって言いますが、これは国に聞いたらいい。国は風評被害で300億円というようなお金を8月の22日に福島県漁連に提示しているんですよ。

ところが、30年以上続くというときに、どこまでこのお金が補償できるのか。人というのは本来働くことに意義があって、漁師さん、海に出て初めて自分の仕事の生きがいを感じるんですよ。補償金をもらって一生過ごすというようなやり方を誰も望んでいないんです。そういうことを考えた場合、これはただ単なる処理水を流すだけじゃなく、人の命や人の生き方、そういうことまで尊厳を踏みにじっている内容だと私たちは考えてるわけです。

そういう意味でいえば、皆さんと御一緒にこれは党派を超えて、私は放出中止を求める意見書が上がると思っていますので、ぜひとも御協力いただきたいということを言いまして、討論いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。これに関してはいろいろ今、論議お聞きさせていただきましたが、世界中で初めての経験だと思っております。これのやっぱり科学的根拠とかいろんなことをするのはIAEAしか今ありません。その証拠に、海洋放出するときに福島にIAEAの事務所もそこに置いて設置するというところまでしてありましたし、そういうことでこの間も岸田総理がG7だったかいな、そのときにしても一件一件丁寧に説明しておられまして、協力も納得するようになされておられます。今、この段階ではやっぱりIAEAの基準が一番だと私は思っておりますし、そういうことでもう初めての経験ですから、このIAEAを信用して、ただ言うだけじゃいけないので、IAEAの事務所も福島に建てる、建てて設置もするって言うので、この件に関しては今後、世界中でもこういうことが起き得る可能性があります。こ

これを契機にきちっとしたことを日本から発信しておかれればいいじゃないかなと思っておりますし、一番根本の福島第一原発の大本、デブリを取らん限りは起こりますので、12年たってもやっと何とかめどもつきかけちょうし、つかんやな感じですけど、それも日本の最大限の技術を駆使しながらこれを同時並行していると思っております。そうなるためにもIAEAと手を組んで、これが世界中に模範になることを期待いたしまして、この件に関しては反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。この意見書、アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書ですね、私もこれに、一緒にこの案を出している一人として、これはぜひ通すべきだということを主張して、その基を、理由を申し上げます。

この放射能ですね、トリチウム、これは目に見えません。あそこに流れてるなとか、ここに通ってるのが、そういうことは見えません。つまり、どういうことかといいますと、これ海水に流すんだけれども、それがどれだけのことになってるか、これは海水の中に含まれたけども、それが蒸発するものでもないし、消えるものでもありません。ただ、海水の中にこれが何%入った、それだけしか分かりません。

それと、これが人的、あらゆる植物なんだけど、特に人体に対して影響がいつ出るかということとは分かりません。あの熊本の水銀汚染による水俣病ですか、あれで裁判に出ましたね、全員をこれからその被害者と認めるということは決まりましたが。1日や2日でこの海水でどんだけ人体に被害があった、分かりません。これはずっと補償してるんじゃないですか。もしこの水が安全だというんなら、数か月、数年生活用水使われたらどうですか、安全だと言ってる。飲み水にせえと言いませんけど、入浴に使うとか、洗濯に使うとか、そういうことを1年、2年とやってみて、被害がなかったらそれで安全だということ分かるんですよ。本当に無責任ですよ、こんなこと言ってる。安全だ、安全だと。安全だと言ってる連中がやるべきですよ。生活に使うべきですよ。本当に分からん。だって、繰り返しますけど、水銀中毒だってすぐ分かったじゃないでしょう。何年も何年もかかって体の中に蓄積されて、それでイタイタイ病が起こって、水俣病になって、やっとこれを認めるということが裁判で決まったんですよ。そんなんに即座に安全性が分かるわけじゃないんですよ。

それで、IAEA、これ加藤議員も言いましたけど、これは原発推進のグループですよ。こんなんが当てになりますか。だって、日本も原爆あれだけ言っておりながら認めたんじゃないですか。今でも原爆の兵器を使うのをやめようというって、世界中がそれは大きな渦です。一番被害受

けた日本の政府がそれを認めようとしな。異常じゃないですか。一人人間の命をどう考えてるんですか、あの連中は。私は憤りを感じますね。ぜひこれを皆さんと力を合わせて国に意見書として上げて、とにかく危険なことはやめる、即時中止すること、このことを国に上げようではありませんか。それを理由に私は賛成するものであります。以上です。怠けてる。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第19号、アルプス処理水の海洋への放出中止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。（「動議です」「動議に賛成します」「賛成」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君から動議がありました。また、2番、加藤学君、12番、亀尾共三君両名の賛成の発言がございますので、動議は成立いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

追加日程第1 発議案第20号

○議長（景山 浩君） 特別委員会設置動議による発議案第20号、町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置についてを追加日程として日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） なお、追加議事日程につきましては、会議規則第21条ただし書の規定により、議長の報告により配付に代えます。

御異議なしと認めます。

発議案第20号、町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後 2 時 4 2 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

提出者である真壁容子議員から提案の説明を求めます。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間を取っていただいて申し訳ございません。発議案第 2 0 号として、町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置について提案をいたします。

発議案第 2 0 号

町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 2 8 日 提出

提出者	南部町議会議員	真 壁 容 子
同	同	亀 尾 共 三
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

——次をおめぐりください。内容についてです。

別紙

町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置について

町立保育園の統合・民間移管等の一連の事務について、住民合意、法的遵守の立場から調査を行い、地方自治の公平・公正を保つことを目的として、地方自治法第 1 0 9 条第 1 項及び南部町議会委員会条例第 6 条の規定により町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ次の調査及び研究を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

全議員 1 4 名

2. 調査及び研究事項

町立保育園の統合、定数削減、こども園化、民間移管に関することなど一連の事務

3. 設置期間

議決の日から令和6年10月23日まで

.....

私たちの議員の任期までです。

付け加えて説明をさせてください。町立保育園の統合、定数削減、こども園化、民間移管の話が持ち出されてきてから3年近くがたとうとしています。令和5年になってあり方検討委員会で用地選定が進めてこられ、そのことが公表されずに一部の議員の団体に公表したことに端を発して、住民の中に初めて明らかになるという事態が進んできました。

この間、住民の中からも、また、議員の中からも町長の議会、住民無視の声、軽視の声が起こっており、私たちのもとにも電話で、例えば広報なんぶ9月号が出た段階では、まだ議会でも決まってもいないのにこのようなことが書けるのかと、議会は一体どうしてるんだ、町長の問責決議を上げるべきではないかという意見や、例えば天萬地区での芸能大会で行われた町長のいわゆる寺内地区に保育園を建てる予定だ、こういう話を聞いて、ほかの議員もそうだと思いますが、議会でいつ決まったのかってというようなことが起こり、議員も非常な危惧を感じてきたところです。

一番大本に感じましたのは、この間、議会が主催した住民の意見を聞く会で保護者の方々の声を聞いたときでした。執行部に話しても全然意見聞いてもらえない、ここで初めて議員に意見を聞いてもらったという声もあったのですが、願うことは住民合意でないこの動きを一旦ストップさせ、ゼロベースから進めてほしいと、これは膝談義で議員14名、13名でしたけど、全員でその声を聞いてきたところです。

恐らくほかの議員の皆さんもそうだと思うんですが、この声にどうして応えていけばいいのだろうかと、私もこの議会中、どのような在り方ができるのだろうかと考えました。ほかの議員も同じで、それに応えて一般質問等で町長をただしてきたことだと思うのです。

今回、新たに昨日ですか、住民アンケートを取るということが出されました。住所、氏名を明記し、対象者を限定し、町の言い分を書いて、この言い分に理解が得られなかったら意見を聞かせてくれ。この内容を早速、昨日もらったものをメールにして若い人に送ったところ返ってきた答えが、非常に恐ろしいアンケートだと。会に行くにも勇気があるのに、こういうふうなメールで送ってきて、住所、名前を聞かれて、町長の言ってることに意見があると一体誰が言えるのか。非常に怖いアンケートだということや、バイアスのかかったアンケートであること、一体名前を

聞くような、どういう意味があるのかという声が返ってきました。全く予想したとおりです。うちの町でこういうアンケートが町に出るということを私、一人の議員として非常に恥ずかしく残念に思っているところです。

昨日も協議の中でいろいろあったのですが、最終、私たちが考えた今議会できることとすれば、これまでの町の政策について議会の立場からいろいろ聞き取りをして調査、研究し、どこに問題があったのか、今後どうしていくべきなのかということを議会として行うことが住民に対する責務であると考えています。

議員必携には、現行憲法と地方自治の中で、町長は執行権を持ち、議会は議決権を持つ。これはお互いの独断専行を抑制し、適正な行財政運営に努めること、こういうふうにあります。また、議会には2つの使命があると書かれています。具体的な政策の決定と同時に、行財政運営の批判と監視と書かれています。

昨日の段階ではなかなか議会運営委員会への御理解がなかったのも承知していますが、私は今、議会に問われているのは多数か少数ではなく、議員としての仕事をどうしていくかという議員の根幹的な質の問題が問われていると考えています。

そういう意味では、皆さんと御一緒に調査権を持つ特別委員会の設置をし、その中で今までの流れの中で令和2年から行ってきた伯耆の国との非公式な会議が妥当であったのか、子ども・子育て会議での統合、定数削減の論議が不十分ではなかったのか、行財政審議会に出された資料が二転、三転することを副町長の一回の謝りで済むことなのか、検討委員会の不透明さでこのような混乱をもたらしたことに一体誰が責任を持つのか、このようなことについてしっかりと調査をし、この一連の流れの中での町長の独断と、専行独断とも言える在り方について厳しく議会として調査をし、健全で公平、公正な町政にしていくために議員としての役割を果たしたく、設置を求めるものです。以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤です。今、真壁議員のほうから話がありました。子ども・子育て会議、行財政運営審議会、保育所のあり方検討会委員会、非常に言い方が、この3団体に対して失礼な言い方をされております。この子ども・子育て会議、委員さん、行財政運営審議会の委員さん、あり方検討会委員会の委員さん、この方たちも真剣にやられておりますので、こういうものを真剣にやられて出てきた結論がありますので、こういう特別委員会でこれを追求

○議員（13番 真壁 容子君） ゼロベースという言葉を使ったのは、先ほど保護者会、保護者との意見交換会のときに出た人の意見で使わせていただきました。住民からこの問題についてはゼロベースで考え直してほしいと言っている、皆さんも御記憶にあると思いますが、あの方がいらっしゃって、それでこう言われたんで、ゼロベースで考え直して、特に用地については再度住民の意見を聞いてほしいし、できたら今度できた分をパブコメで聞いてほしいと、こういうふうに議会に何を望むかっていうときに住民から言われたところでゼロベースという言葉を使ったんです。私がゼロベースからやれと言っていることじゃなくって、そういうふうなところで使わせていただきました、今。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 一つだけ教えてください。真壁議員も御存じだと思いますし、この間、議員と住民の中でゼロベースと言われましたけども、この中の調査・研究事項の中に町立保育園の統合、削減、こども園化、民間移管しかないですけども、住民のあそこのところでは場所のこともありましたけど、場所はこれどこに入るんですか。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、細田議員の質問は、用地のことを書けというんです。これは一連の統合、定数削減の中から出てきている用地選定ですよ。入るとしたら統合の中に入ります。統合してそれをどこに造るのかっていうところから用地の問題が出てくるから、統合、定数削減、こども園化、民間移管、この言い方は、執行部のほうも今回のやり方はこの4点ですよ、そういう説明をしています。あえて言わせてもらうならば、用地はどこに入るのかっていうと、統合の中で。ですよ、場所をどこに決めていかんといけないかというので、ここに入るのではないかというふうに思います。以上です。（「分かりました、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。先ほど真壁議員の発言の中で、天萬地区の芸能大会という言い方があったと思うんですが、これは正しいのでしょうか。天萬地区の芸能大会っていうのは、私、ちょっと記憶がありませんので、よろしくお願いします。

それと、一部の議員の会に端を発し、住民に分かったというくだりがありました。それまでに保護者の会だとかそういうところでは話が出てくると思うので、それが発端だったということはちょっとどうかなと思って聞きましたので、どういうところでそれが発端だったかということをつかまれましたんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つ目の天萬地区での芸能大会、訂正いたしますが、言いたかったのは、私は会見地区って言いたかったんです。申し訳なかったです。天萬という言葉を使っていたことも記憶になくなって、もしあれば訂正する、会見地区での芸能大会というふうに直してくれたらありがたいです。

それと、一部の団体に端を発して分かったというのは、私は用地の3か所の場所のことを言っています。住民のほうからこの用地の場所が分かったというのも、皆さんも御記憶やと思いますが、一部の団体が分かったことによって、6月の本会議で町長はしゃべったと。しゃべったことをこの6月議会中の全協等で議員に言うべきだということになかなか応じてくださらなかった。私たち3人の議員を除いてほかの方々が知っているのに、私たちに説明するには、何回も重い腰を起こして言わなければできなかつた、そのことを指しています。私は、あれがなければ3か所の問題も、もしかすれば議員の皆さんと執行部の皆さんで、表沙汰にならないところで話していた可能性もあると、これ可能性を言っていますからね。私の意見ですが、そう思っています。

議員としての私たちの使命は、情報をしっかりと伝えて、住民の声を聴きながら進めていくことだと考えています。そもそもこの問題の発端になった保護者たちも3か所の場所を見たのはあの6月議会の後ですね。私たちがなんぶ民報で出して初めて3か所分かったという声を聴いたということ指して言っています。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この発議案第20号、町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、昨日の議運の中で話が出て、全協で皆さん方に議運の委員長のほうから報告があり、じゃあ、どうしようかっていうことを全協の中で協議をしました。最終的にもう期間の短くなった私たちの寿命を含めて全協でしっかりと聞いていく。それに関しては議長のほうの責任を持って、町長、副町長にも伝えながらそれを対応していく。全協ですから閉会中も開くことができます。そういった中で十分検討して説明を聞いていく、全協でいいではないかということで、今、出ている3人の共産党議員団以外全員はいいじゃないかと、全協でいこうということで決定したとい

うふうに思っており、今日、突然とこういったものが出たことに非常に不信感を持っています。ならば、全協でも開いて一度皆さんに相談してからこれを出すという方法が、やはり14人の議員が1つになるならばそういったことが必要ではないかなというふうに思います。最終日の本会議の最後の最後になってこういったものがぼんと出てくる、それが14人の議員が1つになることができるでしょうか。私は、そういうことは考えられないというふうに思います。そういった中で、全員協議会という立場も、議員の相互間の調整をしながら、執行機関のほう、執行部のほうに対しても、執行部からの何か説明があれば説明を受け、そこで質疑もさせてもらってる。今までもそういった形でずっとまずは全協で、このたびの決算にしても様々な執行部からの説明を受けて私たちはこの本会議場に入ってるわけです。

これからも、最初に言ったように、この特に保育園問題、様々出ておりますが、全協の中でしっかりと協議をしていく、今ここで町長も聞いてもらっておりますので、その辺は十分に承知していただけるのではないかなというふうに思います。私は、全員協議会でそれをしっかりと詰めていく、それが一番だというふうに思っておりますので、この設置については反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

全員協議会の席で検討すればいいという話と、それから今回の特別委員会を設けて検討すべきだっていう意見、これは議員格差による温度差だと思います。私は、これは特別委員会を設けて調査すべきだというふうに考えます。

特に思ったのが、この間、議会全員で行った保護者との会合の席です。あそこで一番最後に発言された方がこういった言い方をされました。この保育園の問題に関しては飽きるだけ聞いた上で議員のほうで討論してほしい、こういった言い方をされました。各自、当時参加された方が保育園の場所であるとか、それから設置問題であるとか、いろいろなことを言われましたけれども、この最後の方だけが議員に対して意見を述べられました。この問題は飽きるだけとにかく聞いて、それで議論をしてほしい、この意見は私、深く受け止めた限りですけれども、今回、全協だけでは不足であり、そして特別委員会を設けて検討すべき問題である、そういうふうに考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） ほかに討論ありませんか。

賛成者の発言ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません、先ほど板井議員の話から出ました。そのことについては今、議運でも述べてきたんですけども、おっしゃってる内容は、昨日全員協議会でしたのに今日出してくるの、突然で驚いたっておっしゃるんですよ。昨日、全員協議会で言ったのもこちらが提案して、議会運営委員会、特別委員会をつくったらどうかということは全協でやってくれというので、その前の日に言ったら、そこで考えるの大変だから一日考えてやりましょうということだったんですよ。それで来たら、来る前にはもう皆さん態度決めていて、その前には特別委員会は調査権があるからなど、違うと、やってもいいんじゃないかという意見も二、三聞こえてきましたが、昨日になった時点で皆さんが意思を統一されてそれをしないということだったんですよ。言ってみれば、決めたとおっしゃいますが、あなた方は11人が決めて、多数の意見でこれを、こちら側が説明、一緒に話したいと思って言っているのに、多数で論議も十分しないで、1人の意見だけで多数決だといって決を採られたんですよ。

それで、私たちはそれ以上言えませんから、全協の多数決ですよ。次に方法、当然考えますよ。そこでは、全員協議会は今日の日がちで、次の日にかの日程を決めることを、それを議長に約束してもらい、今日も続行されると思いますけれども、それで昨日つくづく家に帰って考えてみて、これでは、ああいう全員協議会で11対3でいけなかったとこっちが引いてしまうことは、これは住民から見ても、申し訳ないですけども、見えないところでの——にすぎないというふうに、私は結論に至ったわけです。（発言する者あり）これはルールでも何でもありません。まして全員協議会で特別委員会をするかしないかと決めるというようなものでもないんです。だから当然、もしルールを無視してるのであれば皆さんの批判を受けなくてはいけないですけども、自分たちが多数でやってきて、それをけしからんといってルール破りで不信感など持たれるのは、非常にこれは私は筋が違うのではないかと。もう少し議会のルールを勉強していただき、特別委員会を正式にここで求めて、皆さんが昨日採ったことを、一緒に聞いてきたんですから、全員協議会でやったほうがいと、特別委員会にすることなくした意見を堂々と述べて、住民に了解を求められたらいいことではないですか、そんないじけたこと言わないで。（発言する者あり）ですよ。

そういうことから、半分逃げたようなこと言っていて、私たちは3人で話して、これでは責任を持ってないということでこの提案をしたというのですから十分御理解ください。特別委員会ですっきりと調査をし、執行部をただして今後の町政に寄与していくことが議員としての本命である

というふうに私は思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

発議案第20号、町立保育園の統合・民間移管等調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

日程追加いたしました動議に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本動議は否決されました。

日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、地方行政調査の各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に……（「議長、すみません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 先ほどの真壁議員の言葉の中に、いわゆる共産党の皆さん3人以外の我々が——をしているという言葉が出たんですよ。我々にとって物すごく非常に失礼な言葉です。ちょっとその辺について真壁議員にこの言葉は取り消していただきたい。（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 動議、動議。（「動議しません」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 発言取消し動議……。

休憩します。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 2 6 分再開

○議長（景山 浩君） それでは、会議を再開します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの動議の中の討論の中のことで、全員協議会の表現について——という言葉を使ったことを取り消して謝ります。どうも失礼いたしました。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、どういうふうに直すのかということ。

○議員（13番 真壁 容子君） そうか、そうか、休憩ですね、今。（「まだ」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） では、休憩します。

午後 3 時 2 7 分休憩

午後 3 時 2 9 分再開

○議長（景山 浩君） では、再開をいたします。

米澤議員、よろしいですか。

○議員（5 番 米澤 睦雄君） はい。（「オーケー、オーケー」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 真壁議員より——という言葉の取消しがございましたので、御了解いただけますね。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） では、以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 4 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和 5 年第 4 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 3 0 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） ここに令和 5 年 9 月定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶申し

上げます。

今期定例会は9月7日に開会以来22日間にわたり、令和4年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定をはじめ、条例及び補正予算、また、議員の一般質問を含め、提案等は多数の案件に上りました。これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論に至りました。皆様方の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見を十分尊重しつつ、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

さて、今年の秋の台風の発生数は平年並みか少なく、台風の本土への接近数も平年並みか少ない予想となっていますが、台風の接近時は勢力が強くなりやすく、秋にかけても引き続き台風災害への警戒と備えが必要です。

また、今年の夏は記録的な猛暑日が続き、9月になって一旦暑さが和らぎ、秋の気配が感じられるようになってまいりましたが、気象庁の1か月予報によりますとこの先も残暑が厳しい傾向のようでございます。町民の皆様には、体調管理、健康管理に留意され、御自愛なさいますことを重ねて御祈念申し上げるところです。

秋に向かって議員各位におかれましては、何かと御多忙になるかと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 9月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月7日から本日まで22日間という長期間にわたって開催され、令和4年度決算認定をはじめ、令和5年度一般会計補正予算など21議案について御審議いただき、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

11、12日の2日間にわたり、8名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。保育園の統合の問題には5名の議員から御質問いただきました。また、商工振興、地域防災、農業振興、マイナンバーカード、公共交通、風力発電、新型コロナ、脱炭素社会など、非常に広範囲な問題について御質問いただきました。現在の南部町を取り巻く政治課題について私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分、そして御理解もいただ

けなかった部分も多々あったと承知しております。今後とも御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

日に日に秋が深まり、過ごしやすい季節を迎えるようになりました。議員各位におかれましては、この季節の変わり目をどうか御自愛いただき、閉会中にあっても御指導いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
